

# Bulletin of The Kyushu University Museum

Number 1

March 2003

ISSN 1348-3080



Ancient Human Bones Preserved in Kyushu University

**The Kyushu University Museum**

Hakozaki 6-10-1, Higashi-ku, Fukuoka 812-8581, Japan

<http://www.museum.kyushu-u.ac.jp/>

# Bulletin of The Kyushu University Museum

## Contents

### Original Article

**1 Shozo IWANAGA**

The kinship systems of the Kofun period and the state formation process in ancient Japan.

## 原著論文

# 古墳時代親族構造論と古代国家形成過程

岩永省三<sup>1)</sup>

## The kinship systems of the Kofun period and the state formation process in ancient Japan.

Shozo IWANAGA<sup>1)</sup>

1) 九州大学総合研究博物館：〒812-8581, 福岡市東区箱崎6-10-1  
The Kyushu University Museum: Hakozaki 6-10-1, Hiashi-ku, Fukuoka 812-8581, Japan.

### 要 旨

九州大学では約3000体に及ぶ古人骨資料を所蔵している。それらは医学部解剖学第二講座の教官が、北部九州を中心とする西日本一円の発掘調査の現場に出向いて、調査・研究に当たってきた資料である。現在では比較社会文化研究院基層構造講座に移管されており、将来は総合研究博物館の収蔵品となる予定である。人骨の年代は縄文時代から江戸時代にわたるが、中心を占める弥生時代・古墳時代の人骨と、それに基く研究は、現在の日本人の形質的な特徴がどのように形成されてきたのかを解明する上で、大変重要な役割を果たしてきた。それに加えて、1980年代後半から、当時解剖学第二講座に在籍した田中良之氏(現九州大学比較社会文化研究院教授)・土肥直美氏(現琉球大学医学部教授)が推進してきた、弥生時代・古墳時代遺跡出土古人骨の歯冠計測値に基く親族構造の研究は、まさに画期的なものであり、その成果は田中良之氏の著書『古墳時代親族構造の研究』(田中、1995)として纏められている。この研究の成果は、形質人類学・社会人類学だけにかかわるものではなく(1)、日本における古代国家形成過程の研究にも重要な貢献をするものである。小稿では、Iで国家形成に関わる理論的諸問題を概観し、IIで田中氏の研究成果が従来の古代史研究にいかなる書き換えを迫っているかを明確にする。その結果、九州大学所蔵古人骨資料の日本古代史研究における重要性が、あらためて鮮明になるであろう。古人骨資料に基いた考古学・古代史学と形質人類学との学際的共同研究への寄与が、九州大学総合研究博物館での将来的研究活動の中核として期待されているのである。

### I. 国家形成過程論

#### A 古典学説における対立する国家形成論

国家形成過程を論じた古典的著作には、『反デューリング論』(エンゲルス、1878)と『家族・私有財産・国家の起源』(エンゲルス、1891。以下『起源』と略す。)がある。両者ともに古い著作ではあるが、理論としては今日

でも有効性を失ってはいない。注意すべきは、両者の国家形成の捉えかたに基本的な差異が認められる点である(熊野、1976)。

『反デューリング論』では、「氏族制度」残存のままの国家形成を考え、氏族制度の共同職務職務執行機構(今日風にいえば部族社会ないし首長制の政治組織)の国家機構への

直接的転化を認める。そして、国家が階級分裂以前に社会の共同利益を守り外敵を防禦するための機関として発生し(第一段階の国家)、階級分裂以後の第二段階には階級抑圧機能をも兼ねるようになったと考える。

それに対して、『起源』では、氏族組織の破壊を前提として国家形成を考える。階級分裂前はもちろん階級分裂後であっても、社会全体が階級的原理によって組織されるようになる以前の共同職務執行機構は「未開上段」の「氏族制度の機関」であって、それがそのまま国家機関に転化するのではなく、その外部にそれと並行してかつ対立して形成される新しい権力を国家と考えるに至った。この場合、氏族制度の機関に国家機関のルーツを辿ることができないわけである。

エンゲルスが『起源』において『反デューリング論』を批判的に克服したのであるから、マルクス・エンゲルスの国家形成論としては『起源』のほうが完成形態だとして高く評価する意見もある(熊野、1976；鬼頭、1976；鬼頭、1979)。しかしエンゲルスが、1888年の『フォイエルバッハ論』や1891年の「マルクス『フランスにおける内乱』序文」などに『反デューリング論』と類似した説明をしていることから、晩年に『反デューリング論』に逆戻りした可能性があり、分裂した2系統の説明の混在による理論的欠陥(大藪1978)とも言われている。(2)

また理論の理解として、『反デューリング論』と『家族・私有財産・国家の起源』に相違を認めない立場もある。たとえば、吉田晶氏は、国家の本質規定と基本的属性については『起源』を用い、氏族制度の破壊を国家成立の決定的指標としている一方で、東洋的専制国家の内容については、『諸形態』『資本論』『反デューリング論』をほぼそのまま受け入れている。そこで、『起源』と『反デュー

ーリング論』との折り合いをつけるために、後者を前者に引き付けて解釈した。つまり『反デューリング論』において東洋的専制主義を形容する「粗野な国家形態」を前段階の社会・制度の克服の不徹底＝氏族機関の根強い残存の意味に解し、『反デューリング論』においても、東洋的専制主義の成立にあたって、不徹底には終わったものの氏族機関の克服が前提とされていると解釈した(吉田、1970・1973)。さらに、『反デューリング論』と『起源』はそもそも別次元のもので互いに断絶的に解釈されるべきものではないという立場もある(原1975)。この問題についての私見は次項で述べる。

## B 東アジアにおける国家機構の成立

### (i) エンゲルスの宿題

日本を含めた東アジアにおける国家形成を考える場合の理論的問題は、『起源』がアジア地域を扱っておらず、アジアの国家形成が宿題にされてしまったことである。これについては、完全に無視しているという否定的評価(大塚、1955)、資料も研究も不十分で理論的にもすっきりしないので、インディアン氏族に代表させる形であえて省略したとする説(徳本、1974)、ナロードニキの見解との関連で故意に避けたとする説(塩沢、1970)、具体的に十分把握していなかったし国家論の原則的定立には重要な位置をしめないで省略したとする説(鬼頭、1979)、などがある。

いずれにせよ、『起源』の考え方がそのままアジアにも通用するのか否かが重大である。その場合に問題となるのが、より古い著作である『反デューリング論』で触れている「東洋的専制主義」成立の基礎である。『反デューリング論』では、支配＝隷属関係発生の中の「第一の道」において、社会的

機能の独自化＝公共的機能を遂行する人々の支配階級への漸次的転化を語り、それによって成立した共同職務執行機構を国家とみなしている。そして「古い共同体」(3)が分解しなかった所では、この共同職務執行機構がそのまま生き残り「東洋的専制主義」が成立し、分解した所では奴隷制形成へ向けての「第二の道」が進行するとされている。

この『反デューリング論』における支配と隷属関係発生の「二つの道」と『起源』の国家形成論との関係については、「第一の道」が『起源』の国家論部で姿を消しているとの理解が一般的なようだが(徳本、1974；大藪、1978)、これは「第一の道」をアジアに典型的な道、「第二の道」をヨーロッパに典型的な道とする理解と、『起源』がアジアを扱っていないことを結びつけることから来る見解と思われる。しかし、「第一の道」は「古い共同体」が分解しなかった所でも、分解した所における分解以前の時期にも共通する道であり、実例として「ギリシャの部族長」や「ケルト人の族長」を挙げている点から見ても、アジア的な現象とはされていないとみるべきであろう。したがって『起源』が扱っていないのは、「第一の道」の延長上で、かつ「古い共同体」を基礎として国家形成した「東洋の専制君主またはサトラップ」の場合なのであって、「第一の道」全体を省略したのではない。

この『反デューリング論』における「第一の道」の大半、すなわち「古い共同体」分解以前の「国家」が、『起源』では氏族制度の機構に組み入れられ、国家形成以前の未開上位段階の現象とされているのは妥当として、『起源』で主張している図式——氏族制度の共同機関が破碎されて、それとは別に国家機構が形成される——が、『起源』で扱っていない「古い共同体」が分解しない場合にも適

用できるのか、そうではなく、古い職務執行機構が生き残って国家機構に転化するのか、というエンゲルスが明言しなかった問題が残っているわけである。

## (ii) 日本の学界での動向

日本古代史学会では、国家の本質規定と基本的属性について『起源』を尊重しつつも、国家形成論については、『起源』ではなく『反デューリング論』に拠る論者が多かった。すなわち氏族制度が完全には破壊されずに、公共職務執行機構が、なしくずしに国家機構に移行するという図式である。たとえば、中村哲氏は、前近代アジア最初の敵対的生産様式として「国家的奴隷制＝専制国家」を措定したが、氏によるその成立プロセスの説明は、共同体の共同利益のための機関の肥大化・独自化による早熟的な国家への転化というものであり、典拠は明示されていないが、『反デューリング論』における「第一の道」そのものである(中村、1976)。また鬼頭清明氏は「アジア的社会」における階級関係に基づく権力の生成について、原秀三郎氏は「東洋的専制主義」の成立について、「第一の道」すなわち氏族機関の国家機関への直接的転化が基本的コースになると考えた(鬼頭、1976；原、1974；原、1975)。

氏族機関と国家機構との関係(連続か断絶か)の問題を意識的に取り上げる論者もいる。吉田晶氏は『反デューリング論』においても、東洋的専制主義の成立にあたって、不徹底(根強い残存)には終わったものの氏族機関の克服が前提とされていると解釈し(前述)、『起源』で述べるドイツ人の国家形成にあたっての「氏族機関の国家機関への転化」が、氏族機関が形式的に残存しつつも実施的に階級支配機関としての役割をになった実例で、東洋的専制主義の発生を考えるうえで重要だ

と示唆した(吉田、1970・1973)。ただし『起源』第8章に「氏族制度の諸機関は国家機関に転化せざるをえなかった」と書いてあるものの、第8章の論理は『反デューリング論』の「第一の道」と異なり、吉田氏が理解するような形式残存—本質転化ではなく、あくまで(政治制度としては)氏族制度の爆破による国家形成であるから、東洋的専制主義の成立をドイツ人の場合と同様に捉えられるかどうかは別個に検討を要する。

今日の日本古代史学界においては、石母田正氏の在地首長制論(石母田、1971)の影響を何らかの形で受けた形の首長制論が主流になっているが、ここでも、首長制段階の政治組織と国家機関との関係(連続か断絶か)は依然として解明されるべき問題として残るのである。石母田氏の力点は、在地首長層の権力および基礎的生産関係が国家成立時にその下部構造に直接的に転化する側面を重視したものであり、『反デューリング論』の「第一の道」の延長による専制国家形成論である。支配者層の結集に関しても、一般民戸内部の階層分解の進行、「家父長制的家族共同体」の成立、戸による「園地・宅地の私有と田地の世襲的占有」の開始後に、首長層がそれとの対抗関係において私地(田荘)・部曲の所有を発達させ、あらたに同族的擬制を伴った階層秩序を形成し、彼らの一部が中央権力との関係において領域支配を発展させ、「国家権力の端緒」としての「機関」＝国造制を生み出すというものであり、直接的移行を考えている。問題は、個別の在地首長の領域支配がそれぞれ「機関」と化すという理解にあると思われるが、国家の中枢に成立する機構・組織・機関が、それに先行する「王民制」、伴造制、「人」制、部民制など人民の族制的、身分的把握に基く組織原理の否定のもとに成立することは、石母田氏自身のもっとも力説すると

ころであるから、首長制段階の政治組織と国家機関との断絶を自明とした『起源』的国家形成論の面も持つ。

他方、今日の日本の考古学界においては、新進化主義的首長制論が盛んとなりつつあるが、そこでは、国家と首長制とは、公権力を独占する政府、法的力による官僚支配、明確な社会経済的・政治的クラス、などの存否といった指標で区別されている(サーヴィス、1971)。それらはエンゲルスが『起源』で掲げる国家の指標と一部では重複するものの、首長制と国家の決定的な差異の指標は、合法的な力を含む特殊な機構による統合、力を行使する方法と条件の明確さ、すなわち機構と法の存否である。国家の成立の問題が制度の創設の問題に解消される傾向があるとともに、国家段階の統治組織・官僚機構・軍隊の組織原理や人民の編成原理、社会組織が、首長制段階の親族組織に基盤を置いたものと決定的に異なるのかどうか、前者と後者との関係、前者がいかにして成立するのか、あるいは統治組織・官僚機構・軍隊をささえる社会的分業の見地の有無は明示的でない。

### (iii) 国家形成の主要3形態

さて、『起源』では「氏族制度の廃墟のうえに国家がおこってくる三つの主要形態」としてアテナイ・ローマ・ドイツ人の場合があげられている。アテナイがもっとも純粹で、氏族社会そのものの内部で発展する階級対立から国家が発生する。ローマでは、征服した地域に住み古いローマ氏族の外部にいる無権利・有義務の多数の平民(プレブス)と、古いローマ市民(ポブルス)との闘争により、氏族制度が破碎されることにより新しい国家制度が設けられる。ドイツ人の場合、広大な外部領域を征服したため、被支配者を氏族制度によっては支配できず、「氏族制度の諸機関は、

国家機関に転化せざるをえなかった」。ローマ人とドイツ人の場合が、征服により氏族外部の人間を多数社会の中に抱え込んだことが国家形成の契機となっており、アテナイの場合と異なるように見える。この部分を根拠に征服国家論が成立すると見ると、社会の内部矛盾から国家形成を説明する『起源』の国家形成論の基本と理論的不整合と見る説(徳本、1974)や、ドイツ人の国家形成時における「氏族機関の国家機関への転化」が東洋的専制主義発生の理解に重要とする説(吉田晶、1970・1973)が出てくる。しかし『起源』9章前半の国家形成論を念頭に置けば、国家形成の主要3形態は本質的に同一の過程、すなわち一つの社会が相容れない利害を持った人間集団から構成されるに至ることが国家形成の原因とされていると見るべきである。では主要3形態相互の論理的連関をどう捉えるべきであろうか。鬼頭清明氏は「内在的契機(氏族社会内部の)と外在的契機の両極性の軸の上に相互に位置づけられている」と解したが(鬼頭、1976)、鬼頭氏が一貫して追及する「外在的契機」は「氏族社会をとりかこむ国際的諸条件」であり、それが「内在的契機」そのものに与えた促進要因的影響力のことであるから、ドイツ人のような征服による国家形成を「外在的契機」によるものと捉えるのは妥当ではない。征服した結果国家を形成せざるを得なくなるなら、それは氏族社会を超えた拡大社会にとっての内在的契機によると捉えるべきである。したがって、主要3形態相互の論理的連関は、社会が氏族制度の枠を超えて取り込んでしまった集団や領域の規模の大小や構成の差による、氏族制度の破碎のされ方の差によって配列されているとみなすべきである。

そしてこの観点から、結論的には、日本を含めた東アジアの国家形成を考えるうえでもきわめて重要である。日本でエンゲルスが掲げ

た四つの指標を完備した古代国家が完成するのは7世紀末～8世紀初頭である。私はそれに先行して、徳本正彦氏が概念化した前国家段階(徳本、1975)の存在を認め(後述D参照)、その開始を5世紀後半以降と考えるが、この時期から7世紀にかけて、空間的規模が近畿地方程度であれ、西日本程度であれ、地域的統合がなされて中央に国家機構が形成されていく場合、その統合体の中には多数の部族や首長制社会を含みこむことになる。一つの部族や首長制社会を超える広域に渡って形成された統合体の中央レベル・非中央レベルを分けて考えると、中央レベルにおいては、あらたに形成される統合的国家機構は、それ以前の個別首長制単位の政治組織がそのまま転化した物ではありえず、その外部に新たに形成された権力となるのは当然であろう。したがって、『起源』と『反デューリング論』とが齟齬していた共同職務執行機構の存続・非存続の問題については、『起源』の国家形成論の方が貫徹すると考えざるをえない。しかし、国家機構の末端に組み込まれた非中央レベルの在地社会においては、在来の政治組織がある時期まで温存された可能性は強く、石母田正の首長制論(石母田、1971)はまさにそこに着目するものであった。つまり、『反デューリング論』的権力形成が『起源』的国家形成と排他的関係にあるのではなく、二重の関係として進行したと見るべきである。もちろん個々の在地首長制社会は、それぞれ別個の国家となったのではなく、在来の政治組織がそのまま国家機関に転化したと言えるわけではないから、権力形成ではなく国家機構形成については、『反デューリング論』には、やはり無理があると考えざるをえない。

そして、『起源』と『反デューリング論』とが齟齬していた二つ目の問題、すなわち共同体＝氏族組織の分解・非分解の問題につい

ても、やはり広域統合体の中央レベル・非中央レベルを分けて考える必要があり、排他的関係にあるのではなく、二重の関係として進行したと見るべきである。前者においては、二次的(擬制的)組織への改変を経過した分解への動向が先行し、後者では根強い残存もあり得るという見通しが得られる。

以上の観点から、日本の国家形成を考える場合の問題点は、首長制・国造制・部民制・ウチなど律令制成立以前の支配機構に関わる議論である。律令国家の領域支配の基本は何であり、またその前身が大化前代あるいはさらに古い段階のいかなる政治組織の継承であるのか。こうした議論は皆、人民の領域的編成・官僚制・常備軍・徴税組織などの国家機構がいかに出現したかに関わっている。

### C 親族構造変動と国家形成

次の理論的問題は、国家形成と社会組織の変動との関係についての『起源』モデルの有効性である。ここで言う『起源』モデルとは、婚姻制度、経済的単位としての社会集団の形態、出自規則など社会組織の発展段階における大きな画期と、政治組織のそれとが基本的に対応するというモデルである。具体的には、集団婚・対偶婚から単婚へ、氏族から家族へ、母系制から父系制へ、無階級社会から階級社会へ、氏族制度から国家へ、未開から文明へ、という変化が基本的に対応し相互に不可分と見る。もちろん今日では、集団婚の存在は否定され、母系制から父系制への移行も法則的普遍論としては否定されている。しかし、そうした明らかな誤りを除いた核心部分——家族・共同体・国家・社会構成体の大きな変動が相互に連動する——までもが無効となったかどうかは別個に検討を要する。

日本の国家形成期における社会組織と政治組織の対応関係の有無に関する学説を概観し

ておく。1A・1B・2の3類に整理する。

1A、対応関係があると見るうえ、国家形成時期を3世紀頃と早く考える。弥生時代を無階級社会ないし階級社会への移行期、古墳時代を確固たる階級社会・国家段階とみる。考古学界では主流の説であり、古く小林行雄氏(小林、1952)、1972年以前の近藤義郎氏(近藤、1960・1968)、都出比呂志氏(都出、1970)らが大枠をつくり、同様の説は枚挙に暇がない(4)。

1B、対応関係があると見るうえ、国家形成の時期を前方後円墳の消滅後、すなわち6～7世紀頃と遅く考える。1972年に近藤義郎氏・今井堯氏が概要を示し(近藤・今井、1972)、1977年以降に近藤氏が本格的に展開した説であり(近藤、1977a・1977b・1983)、岩崎卓也氏(岩崎、1990)・白石太一郎氏(白石、1999)をはじめ同様な考え方を採る研究者が増えている。

1A・1B合わせて考古学界で対応を考える説が多いのは、是非はともかく、『起源』モデルそのもの、あるいは『起源』に準拠した1960年代までの文献史学会の研究成果に依拠する所が多く、1970年代以降の文献史学界の動向を考古学者がフォローする姿勢を見せなかったことに起因するのであろう。

2、対応関係がないとみる説は、1970年代以降の文献史学会で一般的であり、一様に国家形成を7世紀後半～8世紀初頭と遅くみる。社会組織と政治組織の対応関係を基本的に認めておらず、未開な社会の上に早熟的に古代国家が形成されるという「早熟国家形成論」の立場を採る。こうした考えは、第二次大戦後の古代史学の大きな柱を形成した井上光貞氏・石母田正氏の説を基本とするとともに(5)、一次的国家は文明の中心地のわずかなもののみであり、その周辺では既存の国家の何らかの影響の下に新たな国家が形成され



るとする「二次的」国家説(M.Fried、1967)の同類でもある。(6)これらの説はⅡで詳述する考古学的親族構造研究との対比上重要であるため、主要な説を示しておく。

井上光貞氏は、律令国家成立に先立つ政治制度を、より原初的で氏・姓・部を基礎とする「氏族制」、氏・姓・部・伴造・国造を構成要素とする「氏姓制度」の2段階ととらえ、それら氏族制的要素が推古朝の国制、律令的国制に切り替えられた後も温存される点を重視し、律令国家を「律令制と氏族制とによる二元的国家」と規定した。7世紀後半の急迫した国際情勢に対応するために律令制を取り入れる際に、その時点の社会的秩序に則させざるをえなかった面を重視する(井上、1971)。

石母田氏は、国際関係を古代国家成立に際しての独立的契機・要因ととらえ、それが本来国家諸制度の成立が遅いアジア的首長制社会でのそれらの形成と王権の開明化とを促進したと捉えた。他方で、推古朝の国制と律令国家の性質の相違や大化改新から大宝律令の制定・施工に至る政治的諸段階の差異を克明に跡付けながらも、国家成立史の基礎にある経済的土台としての「首長制の生産関係」は大化前代から律令制国家に至るまで本質的には不変とした(石母田、1971)。

井上氏の「氏族制」は政治制度すなわち上部構造を指すのに対し、石母田氏の「首長制」は生産関係＝下部構造として定義されている点で、「氏族制」と「首長制」がただちに対応するわけではないが、前者では「氏族制」が社会組織に規制される面を伏線としており、後者でも共同体の構造(首長の成員支配方式)を「首長制」の規定要因とする点で、ともに社会組織のあり方が政治制度や生産関係と根強く結び付き、律令制的統治機構の導入形態を左右したと見る点で共通する。ただし井上説・石母田説ともに社会組織が政治機構・支

配機構として機能する面を重視したのに対し、その後の日本古代史学会では、社会組織の中でも親族組織のあり方をより規定的な要因と考える説が主流となった点で、石母田氏のマルクス主義的観点からの差異化・脱却を図った点が特筆される(7)。

早熟国家形成論的な見方は、日本古代における家父長制家族未成立説・双系制説あるいは母系制説を採る論者にとりわけ顕著である。煩をいとわず紹介しよう。

高群逸枝氏は、共同体所有・非家父長制家族・対偶婚・母系制・氏族制が存する未開の段階(鎌倉以前)に古代国家が成立したために原始社会と古代社会が重複し、家族私有・家父長制家族・単婚・父系制が成立する古代社会上に封建国家が成立したために(室町以降)古代社会と封建制社会が重複するという(高群、1953)。

関口裕子氏は、文明社会の周辺に位置した未開社会日本において、内在的生産力の発展を上回る大陸からの先進技術を共同体代表者たる首長層が排他的に受容し、その結果として首長層が独占的に階級的私富を蓄積したことが原因となって、原始共同体・未開社会が存続したまま階級社会・律令国家が国際関係により形成されたとみる。そして日本で原始共同体・未開社会が克服されたのは院制成立期以降であるという(関口、1984)。

吉田孝氏は、経済的単位が首長制共同体(氏族制)の段階＝未開の段階で、国際的契機により、律令制が導入され、早熟的に古代国家を形成したとみる。つまり、7世紀前後の国際的交通の中で古代国家が先取りされて成立したと捉える(吉田孝、1983)。さらに、古代国家の成立して来る過程で氏族制社会が、何らかの自立的機能を保ったまま古代国家に包摂されるのが、人類史的にはむしろ一般的であって、氏族制社会の破壊の上に古代国家が

成立するのは特例であるとして、『起源』に異議を唱えた。(吉田孝、1985)

義江明子氏は、日本の律令国家の形成を、共同体の首長層により構成された族組織(ウチ)がそのまま政治組織でもあった原始的段階から、そうした族組織が整然とした国家機構におおいかぶさることによる政治支配の段階への転化として捉えた(義江、1986)。

こうした主張は、家父長制家族成立説の場合にも見られる。たとえば鬼頭清明氏は、社会的分業が未発達で、家族形態としては、家父長的世帯共同体という中間形態しかとっていない段階で、国家の成立をむかえ、早熟的に、中国の律令体制を受容して国家的奴隷制へ突入したとする(鬼頭、1979)。

こうしてみると、家父長制家族の成立に関する見解差に関わらず、未開な社会上に早熟に国家が形成されると見る大枠の点では同じである。ただし早熟の度合が、立場によって差が出てくるわけで、母系制説・双系制説の方が家父長制家族成立説より早熟度を強くみることとなる。いずれにせよ、こうした見解をとる場合、そのような未開な社会組織を残したまま、いかにして中央集権的な社会体制や人民の地域的編成・官僚機構・常備軍・徴税機構を形成しえたのかが問題であり(8)、IIで詳述する考古学的親族構造研究の重要性がもっとも鮮明に現われるのがその点なのである。

## D 国家の前段階の社会と過渡期の扱い

### (i) 前国家段階

国家形成を論じるうえで過渡期の扱いが問題であり、三つの考え方が対立する。①国家の備えるべき属性を設定し、それがすべて揃った段階で国家と認め、それ以前をすべて原始共同体社会に含める。②原始共同体社会と

は区別しつつも、完成期と異なる国家形態をもった「国家形成期」「初期国家」を設定し、あくまで国家に含める。③特殊な過渡期として独立させる。

ここでは徳本正彦氏の政治学的見解(徳本、1974・1975)に従い③を採る。徳本氏によると、エンゲルスが依拠したモルガンの政治的発展段階説は、societas(社会的段階)=氏族社会→civitas(政治的段階)=国家の2段階説であり、国家の成立を地縁的社会の成立、政治的社会的成立と同一視している。またモルガン・エンゲルスは、国家を政治の実存形態として、その成立を政治なき社会から政治社会への質的転換の画期としてとらえている。この2段階論は、国家なき社会と国家が成立した社会とを、巨視的に発展段階の相違として位置付ける限りにおいて正しく、また国家を政治的発展の完成形態と見るという範囲においてのみ、政治的段階の巨視的位置付けとして意味をもつが、政治の成立をとらえる場合には不十分であり、政治現象の発生が国家の成立にはるかに先行し、政治の完成形態として国家が成立するに至るまでの長い政治的発展過程を見逃し、政治社会の成立と国家の成立とを同一視することによって、政治の成立をあいまいにし、政治概念と国家概念の混同を招いていると言う。

2段階論の克服のために徳本氏は「公権力」概念を設定した。これは「社会機構員の統一秩序への共通の意志にはじまり、特殊利害の発生につれて、それが対象化されて幻想上の共同利害に転化していくもとの、物理的強制力を背景とするところの、社会構成員の行動様式に対する統制力」であり、国家は「一定の地域における階級的矛盾をかかえた広域共同体を、民族的共同性を基礎として実力的に統一し支配する(統治する)、公権力の制度的完成形態」と定義される。

この「公権力」は原始共同体の自治組織が、共同体間の衝突や共同体内における特殊利害の発生の過程において、物理的力を背景にした強制力装置に転化していく中で生まれるが、「公権力」の成立がただちに直ちに国家の成立を意味するのではない。「公権力」はしばらくの間は部分的に特殊利害と対立しつつも、全体的には社会の共同利害を反映しているが、そのもとで階層分化と階級の形成が進むことによって、また実体としての権力構造の拡大強化と、具体的な領域の観念の成熟を経ることによって、擬制的共同体へと転化し、制度的完成を遂げることによって国家が成立するという。この特殊利害の発生から階級対立の進展を経て階級的な国家権力の成立へと至る、ゆうに一時代を画するに足るほどの歴史的過渡期が「前国家段階」である(徳本、1975)。つまり「前国家段階」とは、政治現象の発生が国家の成立にはるかに先行し長い発展過程をもつことを重視し、社会集団の内外における特殊利害の発生と進展によって公権力が成立して以来、それを通じての統一と支配と衝突という政治現象を生み出しつつ、国家として制度的に完成に至るまでの長い歴史過程を指す。

## (ii) 首長制

この前国家段階における政治組織をいかに理解するか。『起源』では「部族連合体」ないし、軍指揮者・評議会・民会からなる軍事的民主制(英雄時代)として描いているが、ギリシャで典型的に見られたという軍事的民主制がのちに専制国家を生み出した非西欧地域とりわけアジアでも存在したのか。日本の場合、第二次大戦直後に存在を認める議論があったが(英雄時代論争)、今日では否定されている。マルクス主義的古典学説には軍事的民主制に代わる概念の用意はない。日本の文献史

学界では、「部族同盟」(吉田晶、1970・1973)・「部族的統一」(鬼頭、1979・1981・1982・1985)・「軍事王権」(原、1984)・「半国家」「族長国家」(原、1975)などが提唱されたが、いずれも対等平等な同盟ではなく、部族間にヒエラルキーがあって専制国家の母体たりえる支配秩序が考えられている点でほぼ意見が位置している。

石母田氏の「首長制」概念は、前国家段階のみに該当するものではないが大きな影響を及ぼした。「首長制」の語を用いるが新進主義のそれではなく、第二次大戦後に日本に紹介されて衝撃を与えたマルクスの『資本主義的生産に先行する諸形態』に登場する「総体的奴隷制」を、ポリネシア首長制の社会人類学的知見(石母田、1967・1971)などを加味して、首長によるアジア的共同体を通じての収取と支配＝「首長制の生産関係」として把握したものである。この概念は、先述した「軍事的民主制」、「部族同盟」、「部族的統一」・「軍事王権」などの概念が政治的上部構造をさす概念であるのと異なり、大化前代および律令制国家の基礎をなす生産関係とされており、それが「原始共同体の生産関係の必然的発展」として成立した後、①共同体の労働が首長にたいする徭役労働に転化し「生産関係が階級社会」に転化した段階、②社会的職務を執行し敵対利害を調整する機関としての国家権力の端緒(国造制)が成立した段階、③専制国家(律令国家)が成立した段階を経過したとされる。石母田氏の「首長制」は「総体的奴隷制」の代替概念として提唱されたが、国家の成立前後を含む点に問題があり、③段階をも首長制に含める点に諸氏の批判が集中している(原、1973・1974；鬼頭、1973・1979)。③段階は首長制からはずし律令国家の成立＝新しい経済的社会構成体の成立後に従属的生産様式(ウクラード)に変質したものと見

るべきである(岩永、2002)。また石母田氏の「首長制」は政治的上部構造でなく生産関係である点にも批判が集中し(鬼頭、1973)、私もかつて同調したが(岩永、1991)、むしろ有効と思われ、結果的には新進化主義の「首長制」と類似した内容となっている。先に石母田氏の「首長制」は新進化主義のそれとは異なると書いたが、それは総体的奴隷制やアジア的首長制というマルクス主義的概念の肉付けを意図された面を重視したからである。しかし実際には石母田氏の「首長制」は、ポリネシア社会の分析を媒介に生み出されたものであり、生産関係としての定義も首長の政治的機能を経済的機能と切り離しては理解できないと言う新進化主義者の首長制理解と近似する。さて石母田氏の首長制の3段階のうちもっとも重要なのが②段階であり、これが後述するように日本における「B型首長制」の成立と関わっている。

新進化主義人類学者は、生物・有機体進化との類比によって、有機体がその内的複雑性を増大させる傾向に注目し、この複雑性を統合し再生産するための特定器官の分化、分化と統合の複雑化過程に注目して、人類進化の図式を作った(サーヴィス、1971)。そこで国家直前に位置する「首長制」には、特種利害の対立を統合する新しい組織原理が出現している。首長・貴族集団を擁し、それが政治・経済・社会・宗教活動を統合・調整する中心として機能するが、多数の共同体を強固に統合するための法律大系・官僚制度・常備軍を欠く。経済的には生産の特殊化と生産物の再分配が社会の活動の大部分を恒常的に特徴付ける。首長が共同体の土地所有を体現し、共同体の生産と分配を統合する機能を果たし、首長の権力の経済的基盤は物資の再分配者としての役割にある。首長は人民から貢物や奉仕を受けるが、共同の祭りや事業の際に、集

めた富を際分配することによって、権威を維持する。

他方で、首長制は氏族制社会が支配・従属関係を内包する段階に至った類型であり、支配・従属関係が何等かの親族関係(「自然」の所与であれ人為的擬制であれ)により表現され媒介されており、階層・地位制度が何らかの親族制度の脈絡の中に翻訳され、支配従属の関係は、再編成された親族・血縁関係の中に現われる傾向がある(中林、1969)。

なお、サウゾールの「分節国家=segmentary state」(川田、1976)は首長制に包摂でき、フリードの「地位社会=rank society」(M.Fried1967)も首長制に近い(増田、1969)。

首長制にも多様な変異があるが、社会全体を血縁関係が覆っているか否かを基準にして2大別するのが有効である(中林、1969; 吉田孝、1983)。これは社会秩序の維持に対する血縁紐帯支配の後退の見地からも有意義である。中林伸浩氏の分類を継承した吉田孝氏にならってA型・B型とする。

A型は、社会全体をクランやリニージが覆い、階層差(成員間の地位のヒエラルヒー)や地位が親族組織によって表現され、首長との系譜的距離と世襲の権威的役割に応じたランキングが発達している。階層と地位が、網状の親族組織のうちに、それぞれの座位をもち、首長はその特別の位置を占めるから首長であるという住民の認識がある(中林、1969)。A型は通常用語でのラメージや円錐クランに当たる。ラメージはレイモンド・ファースが1936年に定義し(9)、サーリンズが受容して普及させたもので、ポール・キルヒホフの円錐クラン(conical clan)に相当する(石川、1978)。実例は、東南アジアのラケール、カチン、ハカ・チン、黒タイ(以上中林、1969)、ポリネシア首長国の一般モデル(サーリンズ)がある。

B型は、支配従属関係がクランやリネージを直接には媒介せず、擬制的系譜が重視される。首長が首長であるのは、土地の所有者・開拓者であり、征服者であるからという認識が先行し、血縁関係は論理的にはむしろそのあとにくる(中林、1969)。クラン・リネージは首長層の物であって、首長・人民間の支配従属関係がクランやリネージを直接には媒介しない。首長と住民間、住民相互間に系譜は辿れぬが、首長国が一つの親族集団で構成され首長がその中心に位置するような擬制を設定する。事例は、東南アジアのセマ・ナガ、ルシャイ、ムオン(以上中林、1969)、タヒチ(石川、1978)などがある。

他方で、義江明子氏は、人類学で言う首長制概念の日本古代への適用に関する問題点を指摘する。すなわち人類学の首長制は「部族社会+階級社会」という社会の形態であり、出自と出生の順位による序列化(支配従属関係形成)の原理が、共同体首長と成員間、および首長相互間にも働くことによって、一個の首長国が成り立つもので、とくに首長と成員間(擬制を含む)血縁原理で組織されることが必須とみる。ところが日本の古代社会では、ウチの組織によって血縁関係として表現されるのは、首長層相互の政治的支配従属関係のみであって、共同体成員の首長への人格的従属に基づく支配隷属関係は直接には血縁原理によらないから、人類学の首長制理論を日本の古代社会に直接に適用することはできないとする(義江1985)(10)。吉江氏は、日本古代の共同体とウチの関係を把握するには、共同体成員と首長との関係と、首長層相互の関係を概念的に明確に区別する必要があるのに対し、吉田孝氏は、それをしないで首長制=氏族制とし、その具体的組織形態としてウチを考えているとして批判する。たしかに吉田氏が日本の古代社会に想定する「B型首長制」

は、支配従属関係が血縁関係として表現されるもの、「首長が首長であるのは、土地の開墾者・所有者であり、征服者であるからという認識が先行し、血縁関係は論理的にはその後にくる」ものを指しており、首長と被征服者・成員間の関係を問題としているようにもみえるが、支配従属関係の形成を「上位の共同体の首長と下位の共同体の首長との間」とも述べており、首長と成員間の関係は含めていないようにも読める(吉田孝、1983)。後者であれば吉江氏の捉えるウチと吉田氏の「B型首長制」に大差はなくなるとともに、吉田氏の「B型首長制」が人類学での首長制概念と齟齬があるということになる。しかし吉田氏は、首長制は一つの領域であり、その領域内の人民に対する支配-従属関係が、氏族制の原理だけに基づくものかどうかを問題とし、ポリネシアの典型的首長制では氏族制が原理になっているが、東南アジアの首長制の中には、クランやリネージが首長層のもので、人民は氏族組織の中に組み込まれていない場合も多く、そうした首長制では、共同体の首長の地位を支える論理は氏族制であっても、首長と共同体のメンバーが直接には氏族制によって結び付けられていない場合も多いと指摘している(吉田孝、1985)。そうであれば、首長と成員間を血縁原理で組織するかどうかを首長制概念のもっとも本質的部分と見なさなくても良いのではないか。

私は、後述するように日本の5~7世紀の社会を分析する上で、このような「B型首長制」概念が非常に有効だと考える。首長制は、明瞭な特殊利害の対立が存在し、それを統合する新しい組織原理が出現している点で、部族社会から国家へ向けての社会進化のなかでより進んだ様相をもつとともに、依然として親族関係に基礎を置き階級分化が顕著でない点で国家と厳然と異なる面ももつ。その点B

型首長制は、A型より国家に近づいた段階として設定できるだろう。その点で、鈴木靖民氏の首長制論はA型しか含まず、しかも6～8世紀をもA型首長制とするので無理が生じている(鈴木、1993)。B型こそ重視されるべきであろう。なお首長制がもつ特徴の一つとして、構造的な脆弱性・不安定性がイデオロギー的に補強される面があるが(中林1969)、これはタブーに囲まれた聖なる首長としての卑弥呼の姿と通じるし、首長の権威の維持が周囲の強大な国家と「同盟」を結んでいることに依存するという面は、魏の権威に依存した邪馬台国、南朝に朝貢した倭の五王の行動に符合する。

日本の考古学者は、首長制を、特殊利害の対立を統合する新しい組織原理の出現や、生産の特殊化に伴う生産物の再分配などの経済的機能の側面で重要視しており、親族組織的構成原理の面を特に重視する文献史学者の受け入れ方とズレがあるが、これは親族組織に関心を抱く考古学者がきわめて少ないことと関係しているのだろう。

なお、田中琢氏は「族長の連合」という考え方を批判し、「族長は何に対して連合するのか」「なぜ連合するのか」と疑問を呈する(田中琢、1991)。(11)「族長の連合」とは用語が違うが、おそらく「部族連合」(原、1988)ないし「部族同盟」(吉田晶、1973)概念に疑問を呈しているのであろう。主として文献史学者が用いる両概念は、国家直前の社会組織として『起源』が述べる「部族連合体」に相当し長い学史をもつものであるが、日本での実情に即して、「それぞれの地域で支配権をもつ大首長の連合」(吉田晶、1973)として定義され、それが隣接地域の首長層や同一地域の中小首長層との対立をかかえながら、「同族的結合」を遂げることによって「共同体成員」に対する「階級的な支配の機関」として

機能するものとされている。吉田晶氏は「部族同盟」を4世紀にすでに見られるとしているから、首長層のみが自らを支配者集団として組織した「政治組織にして族組織」としてのウチ(義江、1986)、およびそれに先行するより実質的な族組織を包括するものとして受け取るべきであろう。そうであれば日本における首長制社会の政治組織を示す有効性は失っておらず、田中琢氏のように地域勢力の「連合」を一概に否定しなくても良い。また田中琢氏は「首長権持ち回り制」論を批判する。吉田晶氏は、部族同盟の大首長が「輪番的に就任」されるものとしており、首長の合議による輪番を考えているようであるが、あたかも輪番をしているかに見える状況の実態が、5世紀前半以前に顕著な、首長権の継承が不安定で盟主墳が特定の首長墓系譜に固定していない状況(田中良之、1995)の反映とすれば、(12)持ち回りを考える必要はなくなる。いずれにせよ、首長の連合にせよ首長権の移動にせよ、首長制の構造へ目を向ければ統一的に理解できることである。

### (iii) 擬制的同族関係の締結による支配・従属関係の形成

(ii)で扱った首長制と深い関係にあり、考古学界でも頻繁に用いるようになった概念に「擬制的同族関係」がある。その問題点を考えよう。この概念は考古学界では近藤義郎氏の1977年説(近藤、1977a・1977b・1983)以降に定着したが、そもそもは西嶋定生氏の「古墳と大和政権」(西嶋、1961)、石母田正氏の『日本の古代国家』(石母田、1971)でのキーワードであり、白石太一郎氏が大群集墳の消長の政治的性格の理解のために導入したのを早い例として(白石、1966)、1972年以降に近藤氏が西嶋氏の仮説の一部を積極的に受容し始めてから普及した(白石、1984・1999)。

近年には、弥生後期～庄内式期の大型墳丘墓や特種器台・特種壺などの分布圏形成の背後にある現象をこの概念を用いて説明することが普通となった(岩崎、1990ほか)。

文献史学界では、国家形成期における集団や階層間の支配・被支配関係の成立を擬制的同族関係の結成・締結として語るのがつとに盛んであるが、様々なニュアンスで用いられている。たとえば石母田正氏の著作での使われ方を拾うと、4種の異なった用い方をしている。①天皇と各首長との関係。諸豪族を世襲的王(皇室)に隷属させ族制的=カースト的体制の中に位置付ける形式が、氏族制的社会組織によって規定され、皇室と擬制的血縁的系譜関係に入る形をとったもの(石母田、1948)。②首長層相互の関係。首長層が在地を支配するために形成した階級的結合体の紐帯(石母田、1971)。③首長と彼が支配する階層との関係。首長制内部に発生してくる新しい階層を在地の身分秩序の中に位置付ける際にとる形式(石母田、1971)。④特定首長と部との関係。部をヤマト王権に対する奉仕と収奪のために世襲させ特殊身分として固定させるために、特定の豪族と擬制的同族関係にあるものとして組織した(石母田、1962)。これは③と異なり首長主体に設定したものではなく、中央の王権が強制的に組織したものである。

他の論者の使用法も見ておくと、上田正昭氏は、族長が階級支配をすすめる共同体の倉庫を屯倉に転化するに際し、旧い氏族関係を擬制的「ウチ」観念に拡大したと述べており(上田、1954)、これは③の用法に近い。門脇禎二氏は1960年に、肥君を地域的支配者集団が相互に結んだ擬制的関係としており、②と同用法の早い例であろうか(門脇、1960)。西嶋定生氏は、地方首長にカバネを与えヤマト政権の族制的秩序体制へ編入させるに際し、ヤマト政権の中核を構成する諸氏族と地方首

長との間に設定されたものとしており(西嶋、1961)、天皇と地方首長との直接的関係ではないが、内容的に①に近い。

①～④の用法を見ると「擬制的同族関係」概念は鶴のようであるが、これらのうち③・④には問題がある。(ii)でも述べたように、義江明子氏は、日本の古代社会では、ウチの組織によって血縁関係として表現されるのは、首長層相互の政治的支配従属関係のみであって、共同体成員の首長への人格的従属に基づく支配隷属関係は直接には血縁原理によらないので、日本古代の共同体とウチの関係を把握するには、共同体成員と首長との関係と、首長層相互の関係を概念的に明確に区別する必要があると指摘する(義江、1985)。この観点からすれば、③・④は擬制的同族関係に含めないほうが良い。考古学に大きく影響を与えた西嶋定生氏の用法は、地方諸氏族と中央諸氏族との間で設定するもので①に近く(13)、在地首長の主体性を大きく評価する立場から出ている石母田正氏の②の用法とは異なるが、当面①および②を有効なものとしておく。

先に日本の5～7世紀の社会を分析する上で「B型首長制」概念が非常に有効だと述べた。B型首長制の形成原理は、実体的なものを含み擬制的なものばかりではないが、擬制的同族関係の締結の重要性が増していることは否定できまい。このような概念を軸に国家形成期の集団や階層間の支配・被支配の関係を説明すること、とりわけ血縁的紐帯の破壊ではなく、擬制的同族関係のあらたな結成・締結として語ることは、氏族機関の破壊から国家形成を語る『起源』の国家形成論から大枠からすれば、一見、大きな流れに逆行する特殊日本的現象のように見える。しかし実は、日本を含めた東アジアにおける前国家段階の社会それ自体とそこにおける国家生成が有し

た特性に基づくのであって、支配階層の政治的結集、政治的職掌分掌体勢の形成のために採られた方法の合理的理解のためである。

ただし、この概念の考古学者の用法には重大な問題がある。近藤義郎氏は、弥生時代の氏族的結合はもとより、部族的結合の主軸をも血縁的同祖同族関係とする。さらに古墳時代初期におけるその枠を超えた大和と各地との政治的関係の形成(前方後円墳の成立)を、すべて擬制的同族関係の締結と見る(近藤1983)。近年では弥生後期～庄内式期の大型墳丘墓(四隅突出型墳丘墓・方形台状墓など)や特種器台特種壺などの分布圏形成の背後にある現象をこの概念を用いて説明する論者が増えている。しかし、擬制的同族関係の締結が主戦略となったとみなせるのは、支配者層における父系出自観念の形成と首長位の継承の安定化(田中、1995)を背景として、複数有力集団が父系原理を基本に結集してウチを結成し、さらに統治機構の形成に向けて支配層相互の政治的関係が整理されていく中ででしかない。そのような動きは後述するように5世紀後半から顕著になるのであって、むやみに遡上させるのは誤りである。

壮大な虚構の体系としての同祖同族関係の神話的表現、政治的同族観念の投影としての壮大な同祖系譜の体系が、義江明子氏の説のように7世紀後半以後に成立した古代王権イデオロギーの産物であるなら(義江、1986)、それをもって3世紀の諸現象を説明しようとする考古学者の企ては、それこそ記紀編者の陰謀にまんまと引っ掛かるようなものである。この概念は日本に於けるB型首長制の出現にからめて5世紀以降について用いられるべきである。

ところで「擬制的」の問題であるが、その擬制が全く虚構なら単なる政治的連合関係といえは良いのであって、そうした同盟関係を

支えた論理として、あえて擬制的同族関係というのであれば、その形成メカニズムがあるはずである。父系原理を基本に結集し首長位の父系的継承を目指したウチにあっては、「娘の子供達」の取り込みによる「一代限りの母系制」(清水、1987)、あるいは「娘の子供達」からすれば女を介しての系譜の乗り換え(明石、1990)、すなわち、父系系譜の連続の中の途中の一世代において母方の氏族の系譜と連結させて繋ぐといった操作を行うのであろう。ウチ成立以前のより双系的継承を行っていた段階では、系譜の操作はさらに容易であっただろう。ただし継承が双系的であった場合、途中で系譜の乗換えをしてもそれは擬制ではなく実質的な同族関係となるから、その場合の擬制は全くの虚構となる。現在の特殊な職業の人たちによる義兄弟関係の如きものであろうが、そうすると単なる政治的連合との相違は、当人達の主観しだいとなって、あえて擬制的同族関係の語を用いるだけの根拠に乏しくなるから、5世紀前半以前に濫用すべきではない。

さて、日本と同様に国家形成期において集団や階層間の支配・被支配関係の成立を擬制的同族関係の結成・締結によって果たす事例は海外にもあるのだろうか。ジョナサン・フリードマンは、ミャンマのカチン族を扱いつつ、国家的編成体に向かっての位階構造の漸次的な進化、生産関係の垂直化を通じた部族構造からアジア的国家への直接的進化を明らかにしようとし、中国の商・周を同類と見ているが(フリードマン、1975)、これらの事例はA型首長制・円錐クランであって、血縁関係は擬制とはされていない。首長・人民間の支配従属関係がクランやリネージを直接には媒介せずに擬制的系譜が重視されるB型首長制を経過した国家形成があればふさわしいが、セマ・ナガ、ルシャイ、ムオン(以上中林、1



969)、タヒチ(石川、1978)など近現代の民俗誌事例はあるが、それらから国家形成を論じるわけには行かず、中国あるいは周辺諸国での国家形成史をそうした観点から論じた研究の探索は今後の課題としておく。

## II. 上ノ原横穴墓群の調査を契機とする 親族構造研究が提示した諸問題

大分県上ノ原横穴墓群の調査を契機とした田中良之氏の古墳時代親族構造の研究成果は、考古学の従来の説および近年の文献史学の研究成果の双方と鋭く対立するとともに、それらに再考を促し新たな展望を開く部分が多い。田中説を最初に詳しく紹介すべきであろうが、『古墳時代親族構造の研究』の第6章と終章をじかに読んで頂く方が良いので、いくつかの論点に分けて、冗長になるのを承知の上で学説史を整理したうえで、田中説がいかなる対案を提示しているのか鮮明にしたいと考える。

### A 日本古代の基層社会の出自原理

この問題については、父系説と母系説、双系・双方説との厳しい対立がある。

母系説の高群逸枝氏は、女性史の観点から古代の家族・婚姻形態を考察し、奈良～平安時代の氏族系譜を素材として母系から父系への推移を読み取り、古代における女性の地位の高さの背景として、太古における純母系制社会・母系家族の存在を実証しようとした(高群、1938)。高群説に対しては、8・9世紀の全階層を通じて規定的血縁紐帯を母系と見る関口裕子氏の支持があるが(関口、1978)、義江明子氏による双方説の立場からの批判(義江、1984・1986)もある。

第二次大戦前から1970年代まで有力であったのが父系説である(石母田、1939；藤間、1946；門脇、1960；吉田晶、1968；原島、196

8；鬼頭、1979)。古代の籍帳に表現されたを郷戸を実態と見て、奈良時代の家族に家父長制原理を認めている。また郷戸を法的擬制とみなす説(岸、1973)でも郷戸実態説との差は家族の規模であり、父系と見る点では変わらない。これらの説は、日本にかつて母系制社会が存在したにせよ、古代にはすでに父系制に移行していたとみなす。なおウチを父系出自と捉える説(江守、1980；清水、1987)がある。考古学界では、古墳時代の開始とともに男系世襲制が成立するとする説(小林、1959)、弥生時代には地域性があり北部九州～山口地方では双系制社会、近畿地方では父系制社会であるとする説(甲元、1975；都出、1989)がある。

1970年代以降有力となったのが、社会人類学の成果を古代史に導入した双系・双方説であり(吉田孝、1976・1983・1988；明石、1990)(14)、父系説を厳しく批判する。日本は東南アジアと類似した双方＝非単系的な社会基盤の上に父系を発達させようとした社会であって、時代を遡るほど、民衆に近づくほど、双方(非単系)原理が一層強く機能しているとする立場で(明石、1990)、古墳・弥生時代に父系社会が存在した可能性は無いとする。吉田孝氏は、古代日本語の親族名称や婚姻制度・インセスト・タブーから推定できる一般的親族組織のあり方には双系的性格が強く、首長位継承は父系に大きく傾くが父系制は一般的には確立していなかったとみる。明石一紀氏も、親族名称とインセスト・タブー、婚姻習俗などから弥生時代いらい単系血縁の排他的結合原理が欠如した双方社会と見ている。

これらに対し田中説ではどうか。弥生時代中期の北部九州から山口にかけては、双系基調ながらも男性優位であり、古墳時代に入ると5世紀後半までは、弥生時代以来の双系的な親族組織(非単系出自集団)を基礎とし、その

上で地位の継承が父系に傾いた構造となる(基本モデルⅠ)。5世紀後半以降、前代の基本構造を残しつつ、非単系出自集団の父系的再編が行なわれ、首長・家長層では父系直系継承(傍系継承無し。婿養子有り)が成立し、全体として比較的はっきりとした父系継承を行う基本モデルⅡ・Ⅲへ変化する。しかし、強固・明瞭な父系制ではなく、父系の系譜の中に散発的に女性が入る点で「準父系」(清水、1987)である。また非家長の一般成員には及ばず非単系的=双系的構造を残したまま古墳時代が終わり、この二重構造が奈良時代まで存続する。この基本モデルⅠ→Ⅱ→Ⅲの変化は、ウチや大王家で傍系継承があるものの、基本的には地域差・階層差なしで起こったと考えている。

この田中説は、文献史学会で優勢な双系説とおりあう部分もあるが、重要な点で相違がある。すなわち、5世紀後半以降ウチの形成が始まり、首長位の継承が父系的に行われるようになる点では同じだが、双系説ではこうした動向が支配者層のみのものであって、被支配者層では双系のままと見るのに対し、田中説は、古墳時代後半期に農民層においても家長は父系かつ直系継承を行っていたことを明らかにしたのである。他方で田中説は、すでに弥生時代以来、近畿地方では父系になっているとする考古学会主流の説(甲元、1975; 都出、1989)よりかは双系説との対立点が少ない。都出比呂志氏は、日本古代の親族組織は、厳密な家父長制原理が貫徹してはいないが、双系制社会でもなく、とくに渡来集団・上位階層に父系原理が認められる点が重要であるという(都出、1989)。とくに畿内地域については、弥生時代以来父系制社会で、夫婦単位の埋葬が見られるのに対し、九州の古墳時代に父系的でない状況(基本モデルⅠ)が見られるのは、弥生時代以来の双系的

性格を残す地域性に過ぎないという。これに対し田中氏は、畿内も九州～中国地方と同じあり方をしていただけとみる。

## B 日本古代家族形態論

### (i) 家族の概念

日本古代の家族形態については、家父長制家族の存在を認める論者と認めない論者が激しく対立し、『起源』の家族成立論を大筋で認める前者に対して、後者が「家族」「家」「世帯共同体」や「家父長制」の概念を明確にして双系・双方説あるいは母系説の立場から反論する、というのが基本的構図である。田中良之氏は、特に「家父長制家族」の存否に関して重要な指摘をしているのであるが、家父長制に踏み込む前に、まず錯綜した「家族」・「家」の概念から確認しておこう。

中根千枝氏の家族概念は、社会人類学・文化人類学におけるもっとも一般的なもの、その最低必要条件は、親子・きょうだい関係+寝食を共にすることであり、寝食を共にする生活共同体を基盤として形成された社会的単位と規定される(中根、1970)。

関口裕子氏は、中根説を、家族が当該社会の経済的諸関係(所有と経営)によって規定され、その変化に応じて発展するというエンゲルスが保持していた視点を欠くと批判したうえで、家族を規定する要素は、所有、経営、血縁で結ばれた共住・共食の単位の三つで、それが階層別に独自の結合と分離の形式をとるとした(関口、1984)。

明石一紀氏は、「家族」を、性と生殖と子供の養育および精神的安定を本質的機能とした共同生活を営もうとしている最小の親族組織。「家」を、家長の家族を中心に実際に同居して家計を共にし、財産を維持管理して持続的な生産・経営を行なっている組織・社会単位とする(明石、1990)。

義江明子氏は、「家族」の諸側面として、①一对の男女の結び付きという意味での婚姻関係、②次世代を育成する生殖＝養育関係、③日常的な消費の単位たる同居の生活共同体、を挙げ、古代には①②③が未だ緊密に結び付いていないとした(義江、1985)。「家」が含む内容として、a 血縁による緊密な人間関係としての家族、b 寝食をともにする同居集団、c 生産・所有の機能を持つ経営体、という諸民族に共通する要素に加えて、d 永続する社会組織としての性格をあげ、血縁関係に基く永続する経営体となっている点が前近代日本の「家」の特質であるが、古代にはa b cが不一致で、8世紀には永続する経営体としての「家」は未成立とする。そして、関口裕子氏・吉田孝氏・明石一紀氏がa bの一致を自明とするのに対して、たんなる婚姻関係とも、同居集団そのものとも区別される、非同居の緊密な人間関係をも含み得るような家族概念(a)が必要と説く(義江、1986)。

## (ii) 家族の発展系列

エンゲルスは『起源』において、生殖的集団としての家族の発展段階を、血縁家族→ブナルア家族→対偶婚家族→単婚家族とし、住所と生計を共にする「実際の家族」の歴史的発展を、「氏族制下の母権制家族→家父長制家族→個別家族」と整理した。関口裕子氏は、これを所有と経営の観点からの論理的序列とみなせば、「共同体所有下の非自立的家族(非家父長制家族・母系合同家族)→家族私有下の大家族経営(家父長制家族・父系合同家族)→家族私有下の小家族経営」と言い換えられると考えた。そして現在の研究水準では、集団婚は存在せず、共有→私有の移行に規定された対偶婚から単婚への移行のみが確かなこと、共同体下の非家父長制家族→家父長制家族の移行は確かで、前者が母系合同家族に限らず多

様であり、後者も父系合同家族に限らないと述べた。そして日本では、多様な形態をとる非家父長制家族から院政期以降にようやく本格的な家父長制家族(父系直系家族)が成立したと捉えた(関口、1984)。

## (iii) 「世帯共同体」概念の有効性とその存否

「世帯共同体」という概念は、「家父長制」と並んで、古代家族論でもっとも議論が紛糾している部分である。小世帯が複数集まった集団を何と呼び、その実態をどのように捉えるのが焦点である。我々考古学者は、遺跡でよく見られる住居跡が数棟纏まった単位を「世帯共同体」と呼ぶことに慣れているが、これは考古学者が、『起源』を大筋で承認する父系説の古代史学者の説を主として受容してきた学史的経緯があるからである。

### (a) 「世帯共同体」を概念として容認する立場

これにもいくつかの考え方があつた。①世帯共同体に家父長的段階と非家父長的段階を含むと見る説。世帯共同体は氏族と「家長的世帯共同体」の中間物たる共産主義的親族群であつて、氏族の解体に伴って「家父長的大家族」＝戸へと成長転化するといふ(渡部、1948)。塩沢君夫氏・吉田晶氏は世帯共同体から家父長的世帯共同体が成立すると見ているから、世帯共同体は非家父長的と判断していることになる(塩沢、1958；吉田、1968)。

②鬼頭清明氏は、小竪穴住居グループを『起源』のPatriarchalische hausgenossenschaft(家父長制的世帯共同体)にあたるものとしたうえで、日本の学界で、世帯共同体に非家父長制的段階と家父長制的段階があるように考えてきたのは誤りで、世帯共同体は本来家父長的なものだとする。誤解の原因は、『起源』の和訳のいくつかにおいてHausgemeindeやHauhaltung(共産的世帯)をHausgenossenschaft

haftと混同し「世帯共同体」と訳したからで、「世帯共同体」と訳されるべきはHausgenossenschaftのみである。コヴァレフスキーのHausgenossenschaftは家父長制家族の例証としてのみ扱われているという(鬼頭、1976b)。関口裕子氏も、鬼頭氏の理解を支持している(関口、1987)。

③都出比呂志氏は、世代を異にする近親者が一組の夫婦原理を核にして小世帯別の住居を構える単位を「世帯共同体」と呼ぶ。世帯共同体は「同じ家に住む人々」を意味するHausgenossenschaftの訳語で、「生計を共通にする大家族」が本来の意味であるから、「単婚家族的な世帯の集合体」の意味での使用は訳語に忠実ではないが、「単婚家族としての小世帯」の「複合体」の意味での使用は不適切ではないと考えている。他方で、「生計を共通にし」かつ「単婚家族的な世帯の集合体」の意味を持たせた「世帯複合体」の語を提唱しているが、使用してはいない。氏は、時代・地域・生業形態を越えて世界的に世帯共同体が認められるとし、世帯共同体あるいは世帯群を人類社会の古い時期の社会の基礎として重視している。日本についてみても、弥生～奈良時代に世帯共同体の存在は否定しにくいとする。

#### (b) 否定する立場

概念を抹殺してしまう。吉田孝氏は、「世帯共同体」でなく小家族の集合体と呼ぶに留めている。理由は「村落共同体」「家族共同体」が、「村落」「家族」そのものを一つの共同体とするのに対し、「世帯共同体」が複数の「世帯」が集合して形成する共同体の意味であるのは混乱を招く、として使用しない(吉田孝、1983)。

明石一紀氏は、Hausgenossenschaftは、同じ家に住み生計を共にする単位であるから、「世帯共同体」ではなく「家共同体」と訳さ

るべきであり、考古学者が世帯共同体と理解するものを、小世帯の複合体の意で規定しなすなら「世帯複合体」とすべきであると言う。そして、従来「家共同体」と理解されてきたものには、「家族共同体」型(大きな単世帯)のみならず「世帯複合体」型も含むので、区別しなければいけないとする(明石、1991)。

そして小住居址群の性格は、数家族が双方向の関係で寄り集まった近親の居住集団結合であり、そのようなものは固定的な親族集団・単系親族集団とはみなせないという(明石、1990)。

さらに世帯共同体を複合家族とする説もあるが、複合家族は成員権が固定化された非流動性と単一家計による同居的集団たることを本質的属性とするから、複合家族ではありえないとする(明石、1990)。

#### (iv) 日本古代における家父長制の成立

『起源』では、家父長制家族は未開段階の対偶婚家族と単婚家族の中間に位置し、氏族制度＝共同体を打破する私有主体としての意義を持たされ、国家形成の前提をなしていた。日本の古代に家父長制家族が成立していたか否かは、古代家族論の中でも最重要の問題である。家父長権の概念自体、学問分野による差、分野内での差が多く錯綜・混乱しているが、古代・中世史では隷属民支配、近世史では家長権に基礎をおいてきたという(明石、1990)。

#### (a) 成立すると見る説

古代の籍張記載の戸を実態と考える説は(擬制を認めたくて実態を反映するとする説も含む)、郷戸に戸主の兄弟や父の世帯、また寄口や傍系親が包含されることを根拠に家父長制原理を主張している(石母田、1939；藤間、1946；塩沢、1958；門脇、1960；吉田晶、1968；原島、1968；鬼頭、1979)。

**(b) 成立しないと見る説**

ある時期まで優勢であった上記の説に対して高群逸枝氏が反旗を翻し、家族が所有の単位になっておらず、共有下での男女個人所有であること、保障された女性の地位の高さ＝女の男への非従属、などから家父長制を否定する(高群、1952)。早川庄八氏も高群氏を支持しつつ家父長権は弱かったとみる(早川、1974)。

関口裕子氏は、高群説を継承し、『起源』が規定する家父長制の本質が、家父長による基本的生産手段の所有とそれに基く生産物の分配の独占を物質的基礎とする家父権力にある点に照らすと、日本古代には土地の所有が共同体的所有を基礎とする国家的所有下の個人占有に留まり、財産所有が生活共同体構成員の個人産所有としてしか現象しておらず決定的に異なると指摘し(関口、1980)、支配者階級では10世紀以降家父長制家族が成立して、経営・所有の単位となるが、父系直系家族の成立は院制期に下り、一般庶民では家父長制家族の成立は11世紀中葉まで下るので、日本全体における本格的な家父長制家族の成立は院政期以降となるとみる(関口、1983・1984)。関口氏の説は「家父長制家族の成立→共同体の下からの分解による国家成立」という『起源』の図式を、「共同体の上からの分解による国家形成→さらなる分解により成員は無所有で放出→新たな生産・階級関係の下での出発→中世村落成立」と変更した(義江、1986)。

吉田孝氏も、日本律令の条文から伺える、双系的で、妻が夫の親族の中に溶け込んでおらず、妻と妾の区別がなく、女性の社会的地位が男性と大差なかった状況を指摘しており(吉田孝、1983)、実質的に家父長制を否定している。

明石一紀氏は、家父長権を主人権・戸主権・

父権に分けて検討し、いずれも古代には見成立と見る(明石、1990)。

義江明子氏は、関口裕子氏による7～8世紀段階における家父長制家族未成立の証明を支持しつつ、6～8世紀の支配層について問題にされるべきは家父長制の成立ではなく、「族父権」の形成であって、この「族父権」が律令制の持つ家父長制原理と結合して、9・10世紀以降に家父長制家族の形成へ向かっていったと考えた(義江、1983)。

**(v) 日本古代の家族形態－具体論**

前項で述べた家父長制家族の存否に関する見解を基準に大きく二つに区分できる。(15)

**(a) 家父長制家族(父系合同家族)・家父長制世帯共同体説**

古代家族復元の主要史料として戸籍・計帳を用い、籍張記載の郷戸を当時の家族の実態と考えると、親夫婦と複数の息子夫婦からなる父系合同家族(関口1984)になる場合が多い。石母田正氏の1939年の研究を先駆けとし、藤間生大氏、塩沢君夫氏、門脇禎二氏、吉田晶氏、鬼頭清明氏らは、これを家父長制世帯共同体あるいは家父長制家族とみなした(石母田、1939・1941・1942；藤間、1941・1942；塩沢、1958；門脇、1960；吉田晶、1968；原島、1968；鬼頭、1979)。(16)石母田正氏の1939年の研究は戸実体論の先駆けであって、郷戸的な家父長制的大家族がすでに経済的単位として確立している一方で、房戸的な家父長制的小家族へと分裂しつつあると捉えた。他の説はそれぞれ細かい相違があるが、ここでは省略する。

これらの説は、7世紀後半から8世紀にかけて氏族制社会から国家が成立するという認識と、共同体(氏族)とその所有を打破して、私有主体として最初に出現するのは、共同体内に形成される(大家族としての)家父長制家族

であるという『起源』の図式とから導かれた説といえる。

### (b) 家父長制家族未成立説

さらに母系的家族説と小家族説に分けられ、ともに籍帳実態説を強く批判する。

母系的家族説の高群逸枝氏は、平安中期から院政期の文学作品や貴族の日記から復元した貴族家族のあり方から8・9世紀の家族形態を推定し、記紀・万葉集も用いて、家父長制家族の未成立と、律令国家成立前の女系自然部落＝氏族共同体が崩壊して、直径親を主体とする縦の母系家族が成立してくる過程を考えた(高群1952)。これを関口裕子氏は、「母系ジョイント・ファミリーないしはローカライズド・リネエジから母系のステム・ファミリーの成立しつつある」と言い換えた(関口、1978)。

小家族説では、関口裕子氏と他の論者とで若干の差がある。

関口裕子氏は、「たんなる小家族説をとらない」とし、8・9世紀の一般農民の所有のあり方や農業経営の非自立性からみて家父長制家族は未成立で、母系合同家族的家族集団ないし母系直系的家族集団を経た核家族的小家族、および当初からの核家族的小家族が併存するもので、このような分解を経ての核家族的小家族と当初からの核家族的小家族とは、その所生子が成長するにつれ再び母系合同ないし直系的家族集団へと成長する一方で当初からの核家族的小家族も放出するというサイクルを繰り返したとみる(関口、1982・1984)。それらは日常的農耕単位で生活共同体を形成するものの、所有の未発達(共有下での個人占有)に規定されて、独自の財産を所有する一個の経済的単位にまで発達せず、自立した経営単位を形成しておらず、不安定かつ流動的であるという(関口、1980)。これは、生産力の発展が大陸からの先進技術の受容に圧倒

的に規定され、それを首長層が独占したため、所有主体としての家父長制家族が成立せず、共同体の打破も果たされなかったためであるという(関口、1983)。

早川庄八・吉田孝・明石一紀・義江明子氏の小家族説は近年の主流の見解となっている。

早川庄八氏の「アメーバのような家族」説は、一般向け講座本に発表されたため、文献史学者の論文に引用されることが殆どないが、小家族説の先駆的なものではなからうか(早川、1974)。すなわち、律令国家が戸の編成に際して人為的操作ができた前提として、農民家族側に人為的に編成されても不自然ではない状態があった、すなわち、父系家族の未成熟、父系・母系ないまぜになった血縁関係を前提として、付近一帯の住民が皆何らかの血縁上のつながりを持つために、「あたかもアメーバのように、どこを切りとつても、どこを加えても、それなりのなんらかの血縁にもとづくまとまりができあがる」状態と考えた(早川、1974)。

吉田孝氏は自立しない双系的小家族説である。親族名称とインセスト・タブーからみて、古代には夫婦関係が固定していない対偶婚的な状況であって「妻と未婚の子供と夫」からなる小家族がもっとも基礎的な単位ではあるが、まだ自立した存在ではなく、より大きな集団の中に包摂されていたとみる。そして中下層農民レベルの「イヘ」は、生活の基礎的単位、日常的農耕単位ではあるが経営単位ではなく不安定であるとする(吉田孝、1983)。

明石一紀氏は、夫婦と未婚の子供よりなる独立性が強い小家が基本で、同居して寝食を共にし単一家計を行なう消費単位としての「家族共同体」・「複合家族」は成立せず、固定的な親族集団・単系親族集団とはみなせないような数家族が双方向的関係で寄り集まった近親の居住集団結合しかないとみている

(明石、1990)。

義江明子氏も小家族説だが、夫婦関係は対偶婚段階にあり非固定的で、家族の諸側面が緊密に結び付くに至っていないので、核家族・夫婦家族とイコールではなく、現実の家族形態としては「母子+夫」を基本とする多様な結びつきがあり得、「夫」には母の夫や娘の夫も含み、「子」も未婚の子に限定されないという(義江、1985)。そして血縁関係(家)に基づく永続する経営体を「家」とすると、8世紀には「家」は成立しておらず、庶民層では家族構成が流動的で、生産単位としても非自立的で未熟だったとする(義江、1983)。

#### (vi) 籍帳の「戸」、郷戸・房戸の評価

籍帳に記載された「戸」については鋭い評価の対立があり、田中説は籍帳の資料価値判断上きわめて重要な位置をしめる。ここでは対立するさまざまな学説をやや細かく記述しておく。(17)

##### (a) 郷戸実態説＝戸実態説＝「郷戸説」

郷戸を、数戸の世帯相互間で形成された「(家父長制的)世帯共同体」・父系合同家族で、農業経営の基本的単位＝実態家族であると捉える。大枠では『起源』の家父長制世帯共同体論の日本への適用を図ったものといえる。

石母田正氏は、はじめて籍帳記載の戸を古代の家族形態を解明する立場から取り上げた。戸籍より計帳が家族構成を反映すると見て、郷戸的な家父長制的「家族共同体」がすでに経済的単位として確立している一方で、房戸的な家父長制の小家族へと分裂しつつであると捉えた(石母田、1939)。藤間生大氏は1941年、郷戸が世帯共同体(数個の単婚家族からなり土地の共有と共同耕作を行なう経済単位)であり、内部の非自立的世帯が独立して個別家族に転化

すると村落共同体に発展するとした(藤間、1941)。石母田氏は1941年、郷戸を世帯共同体の遺制と捉え直し、個々の世帯共同体が孤立分散し自給自足的な共同体の単位となっており、村落は世帯共同体のルーズな結合としてしか存在せず、地縁的村落共同体が未成熟であったことを前提に国家が人為的に郷里制を組織したと捉えた(石母田、1941)。藤間氏は1942年、従来の説では血縁的な世帯共同体から地縁的な村落共同体の成立を説明できないとして、郷戸数個から構成され血縁と地縁の二元的紐帯で結ばれた共同体＝「親族共同体」を設定し、郷戸を「親族共同体」の崩壊によって独立してくる「家族共同体」(1941論文での「世帯共同体」を改名)を律令国家が把握して法制化したもので、社会経済的な基礎単位・再生産単位であって、「家族共同体」のその後の変質コースは、奴婢を抱える「古代家族」(家父長制的大家族)、寄人を含む大家族、小家族の3者に分けられるとみる(藤間、1942)。石母田氏は1942年、美濃・北九州・下総の戸籍に見える戸の違いが、古代家族の発展過程を示すと考え、郷戸内での非血縁者＝寄口・奴婢の形成過程を同族集団の崩壊過程として追跡し、家内奴隷制が発展し同族集団が地縁化する過程を、下総型→北九州→美濃型の発展段階として論じた(石母田、1942)。

##### (b) 郷戸実態説の修正説

石母田・藤間氏の郷戸実態説が、深甚な影響を及ぼした一方で「戸」は徴税単位として人為的に設定されたための変容を蒙っているという批判も受けた中で、籍帳を通じて奴隷制的階級分化の日本的形態の解明を進めたものである。

塩沢君夫氏は、アジア的共同体の奴隷制的分解を運動法則と見、郷戸を家父長的奴隷制家族またはそれへの途上にある家父長制大家族とし、律令農民層の分解のなかから家父長

的奴隷制が形成される過程を追った(塩沢、1958)。

門脇禎二氏は、石母田・藤間説の親族共同体→家族共同体→「古代家族」(家父長制的大家族)という発展仮説は誤りで、下総・北九州・美濃の戸籍の戸はすべて家父長制的世帯共同体の家長権の強弱の差を示す類型であり、その形態変化は房戸の独立過程ではなく郷戸の変質過程であるとした。そして寄口を重視して8世紀の階級分化の方向性は家内奴隷制の実現にあったが十分に展開しきれないままに農奴制に向かったと考えた(門脇、1960)。

原島礼二氏は門脇説を批判的に継承し、寄口を「体僕農奴」と見ることによって8世紀の階級分化から農奴制実現の方向性を明らかにしようとした(原島、1968)。吉田晶氏も門脇説を受けて郷戸構成の流動的部分＝寄口から同族的結合の解体と農奴制への方向を支配的と見た(吉田、1968)。

鬼頭清明氏は、安良城編戸説の批判的継承発展を目指したが、単純な擬制論ではなく、郷戸は未成熟な家父長制的世帯共同体を編成したものとし、編戸原理と編戸制施行の目的を明らかにしようとした(鬼頭、1979)。

#### (c) 法的擬制説A＝「歪拡大説」

岸俊夫氏は、編戸制成立期の「家」(後の房戸の設定当初)は実態で基本的経営単位をなしており、当初は戸と家を出来る限り一致させることが企図されたが、五十戸一里制の制約を受け造籍を繰り返せば繰り返すほど、戸籍上の戸は傍系親族を抱え込んで、実態から遊離した大家族として記載され、戸籍上の戸と実際の家族との歪が拡大したと捉えた(岸、1950・1951・1952)。平田耿二氏は岸説を受け、実際の家族をほぼそのままの姿で登録した最初は庚寅年籍で、大宝二年籍も養老五年籍も元の家族形態とはかなり違っていると捉えた(平田、1962)。

#### (d) 法的擬制説B＝編戸説

安良城盛昭氏は、郷戸的構成自体が国家権力による人民支配のための「編戸」によって生まれたもので、農村の自然的・自発的な家族構成を示すものではないとする。つまり「戸」は徴税の便宜のために、数個の「家」を結合させて国家権力によって強力に編成されたもので、編戸後は「戸」が再生産単位を形成したとみる。その点で「戸」を農民経済の基本的単位とみなす実態説に近く、岸説が歪みの結果とした現象を、編戸の結果と見なす(安良城、1969)。

「歪拡大説」や安良城編戸説以後、続々と実態説批判が登場した。ごく一部を記しておく。安良城盛昭説を継承したのが、浦田(義江)明子氏・中野栄夫氏の説である。

浦田(義江)明子氏は(18)、編戸制の形成要因は軍事力編成が急務だったからで、編戸制成立期に把握された「戸」は家父長的大家族ではなく、戸内の各世帯の独立性が相当強いもので、その分散化しつつある小家族を人為的に編成して兵士徵発単位としたものが「戸」で、兵士を出す世帯(戸主世帯)と経済的負担を負う他の各世帯を結合して構成し、相互扶助のための法的共同組織としたものである。房戸も実態家族ではなく、房戸制の実施の背景は、律令制負担体系の中での兵役負担の低下と世帯の自立化であると捉えた(浦田、1972)。

中野栄夫氏は、3段階の変化を考えた。里制下では血縁関係重視で「戸」を編戸したが、不均等となり行き詰まる。郷里制下には「家」を房戸として独立させ、地縁的に二・三合体して均等な「戸」を作成しようとしたが断念した。郷制下に再度血縁関係で「戸」を作成した。「家」が律令制社会における基本的生産・再生産単位であり個別経営と認められ、房戸は徴税単位としての「戸」であり、実態



的家族単位としての「家」ではないが、天平12年(740)以前には近かったという(中野、1973)。

続いて、籍帳から距離をとり、社会人類学の成果を導入した古代家族論からの「戸」編成原理論が登場する。

吉田孝氏は、日本古代には村落共同体が存在せず、小家族が複数集まった緩やかな集合体が一般的であり、構成員が容易に変動し、小家族が財産を共有することもほとんどなかったため、それを政治的に再編成するのは難しくなかったとする。そして日本の編戸制は軍団的組織原理としての性格があり、郷里制で小家族(房戸)を支配の基礎的単位にしようと企図するも失敗し、郷制に移行したとする(吉田孝、1976)。

関口弘子氏は、籍張の戸は、母系的紐帯により結ばれ妻方居住婚を一属性とする家族を、国家支配遂行のための民衆把握の組織として父系的に再編したもので、当時の家族の実態を何ら反映しないとす(関口、1984)。そして戸の編成原理は、「妻の夫貫及び所生子の父貫を主要な柱とし、男系五等親内の人間を同一戸に編成する」とした(関口、1978)。

明石一紀氏は、戸は父系親族集団のように見えるが、構造的には父系出自に規定されておらず、父一男子、母一女子という帰属方式つまり並行出自を前提に父系的に編成したとみる(明石、1979)。

杉本一樹氏は、関口氏・明石氏の編成原理論を批判し、「戸」の編成原理は双系であって、「家」を集めたのではなく、成年男子を中心に、イトコを越えない範囲の親族を戸口として登録したもので、身分関係は実態を反映しないとみた(杉本、1984)。

#### (e) 法的擬制説C=公法上団体説

滝川政次郎氏・岡本堅次氏は、郷戸・房戸ともに自然の家族の制度化ではなく、貢納の

ために作った制度であり、自然家族とは関係ない単なる公法上の団体にすぎないとみた(瀧川、1926；岡本、1950)。

#### (vii) 田中説では

では、(i)～(vi)を総合して、田中説ではどう考えているのだろうか(田中、1995、第6章)。(a)古墳時代の親族構造に関する三つのモデル、(b)継承法の変化、および(c)籍帳の「戸」の評価に分けて要約・記述する。とくに、(vi)で述べた籍帳の「戸」をめぐる長く激しい学説の対立は未だ決着するに至っていないが、その解決に向けて田中説がどのような展望を与えたのかが重大である。なお世帯共同体と家父長制の問題については、次の「C 経営単位」で記述する。

#### (a) 基本モデルとその流れ

古墳被葬者の親族構造から抽出された基本モデルⅠ～Ⅲは時期差を持って配列できる。

◎弥生時代終末から5世紀後半まで見られる基本モデルⅠから示唆される親族組織は、双系的親族組織(非単系出自集団)を基礎として、その上で地位の継承がやや父系に傾いていた可能性が強いものである。基本モデルⅠに見られる双系的性格は、弥生時代以来双系的であった九州地方の地域性とはいえ畿内でも同じ埋葬原理だった可能性が高い。基本モデルⅠでの地位の継承は、男女いずれもが継承可能な点で双系的だが、基本モデルⅡとの連続性を考慮すると、父系に傾いた継承が主流となる傾向が看取できる。

◎5世紀後半から6世紀後半に見られる基本モデルⅡは、父子関係が強調されるが、配偶者は葬られておらず、傍系親族を排除し直系血族のみで構成される。継承は父系直系で次世代家長は新たな墓を構えるが、傍系親族は墓を築造できず独立した存在ではない。したがって推定できる家族集団は「直系親族の

世帯に傍系親族の世帯が従属する世帯共同体」といえる。

◎6世紀前半から中頃にかけて以降の基本モデルⅢは、基本モデルⅡに家長の妻が加わった形であり、他に大きな変化はない。父系直系継承だが、父子関係とともに夫婦関係・母子関係も認められる。

#### (b) 継承法の変化

キョウダイが埋葬される基本モデルⅠに見られる同一世代における血縁性の重視から、次世代家長にとっての傍系血族を排除し、家長とその子という直系の父子関係が強調されることによって基本モデルⅡが出現するという流れからみると、基本モデルⅠ→Ⅱ→Ⅲの変化は、先代家長との血縁関係に基づくキョウダイの血縁原理から、父子直系の血縁原理へと変化し、家長夫妻とその子すなわち親子関係へ、という流れで説明できる。すなわち、双系あるいは父系に傾いた双系の状態(基本モデルⅠ)から、父系直系の継承(基本モデルⅡ・Ⅲ)が行なわれるようになる過程であり、同世代原理から通世代原理への変化と要約できる。ただし後者も、婿養子(上ノ原横穴墓群にある)の同族化がなされず、基本モデルⅡで配偶者が葬られず、基本モデルⅢでも非家長の配偶者が排除されていることから、明瞭な父系制ではなく、父系の系譜の中に散発的に女性が入る「準父系」といえる。

基本モデルⅠは傍系親族および女子を排除しないキョウダイ関係で埋葬するもので双系的要素が強い。基本モデルⅡ・Ⅲにおいて、第一世代と第二世代とでは構成が異なっている。第一世代は基本モデルⅡでは家長一人、基本モデルⅢでは家長夫婦であるが、第二世代は家長の子供たちのキョウダイで基本モデルⅠと同じ構成である。基本モデルⅠは弥生時代以来の社会構造に規定され、古墳時代前半期までの社会構造と連関した親族構造であ

るが、基本モデルⅡ・Ⅲの段階でも第二世代(非家長の一般成員)では規定的構造となっている。したがって、埋葬にあたっての選択が婚後居住形態の反映であるとすれば、基本モデルⅠからⅡ・Ⅲへの変化は、第二世代を見る限り、婚後居住規定の根本的变化を示すものではなく親族組織でも同様だったと評価できる。

また、基本モデルⅢでは家長の妻が家長と同じ墓に入り家長の継承が父系直系的に行なわれている一方で、結婚し出産した娘が父の墓に入っており、家長と非家長では異なる原理が働いていたことになる。

つまり、基本モデルⅡ・Ⅲは基本モデルⅠの基本構造を第二世代に残したまま、その上に男性家長あるいは家長夫婦が第一世代としてかぶさった二重構造をなしている。基層に双系的特性をよく残しながら、家長層＝リーダーシップの場においてのみ父系的特質をもたせていったために、父系的に編成されたのは家長のみであり、非家長においては双系的性格が残されたままとなった。双系説が指摘してきた日本古代親族構造の特異性は、5世紀後半に至って、それまでの双系的親族構造に、家長の父系継承と直系親族への傍系親族の従属というシステムをかぶせることによって始まった、二重構造とそのズレが整合していく過渡期の様態として理解できる。

#### (c) 籍帳の「戸」、郷戸・房戸の評価

この二重構造が古墳時代後半期の親族構造の特質であり、これが次の時代にどう継承されたかが、籍帳の戸の評価視点となる。結論的には、籍帳における家長(戸主)世帯、あるいは大家族中での個々の世帯の構成は実態を伝える可能性があり、それらと古墳時代後半期の親族構造とは比較可能である。岸俊男氏の実態に近いと評価した大宝2年や養老5年の戸籍などからは、奈良時代においても、家

長(戸主)世帯については、基本モデルⅢと家族構成が類似しており、同様の構成原理が残存・連続する可能性が強いと言える。ただし非家長の成員については基本モデルⅢと異なり戸主以外にも妻の同籍が認められ、単婚家族化が進行していたことが伺える。

このように田中説は、制度・理念と実態の接点としての戸籍から推測された一定程度抽象化された実態の像の前に、籍帳成立前段階の古代家族像を置くことによって、籍帳の資料価値判断にも一石を投じることとなった。

### C 経営単位

ある社会の国家形成に向けての位置を知るためには、共同体の分解度と、分解して生じた単位の社会的機能を知らねばならない。日本古代では、「戸」(世帯共同体・世帯複合体)や「家」の自立度が問題となる。そのためには、農業生産単位・経営(再生産)単位・負担単位を区別しておく必要がある(浦田、1972)、とくに経営単位の規模が重要となる。そして、経営単位については、春の耕起・播種から秋の収穫までの生産を自らの計算で実施しうる主体とする考古学からの定義もあるが(都出、1989a)、単なる日常的農耕単位でなく、生産手段を占有し、自らの計画に基づく生産活動を行い、その労働成果を自らの物として所有し得る単位とする説(義江、1985)に従っておく。経営単位の規模についてはさまざまな説があるが、世帯共同体・世帯複合体程度の規模(ii)を中間として、それより大きい(i)、それより小さい(iii)に3大別すると理解しやすい。

#### (i) 首長制共同体説—世帯共同体・世帯複合体より大きい単位説

1970年代以降有力となった双系・双方説が主としてこの立場で、家族は非自立的で、

個別経営・社会的単位にはなっていないと捉える。そして、流動的な小家族が双方向的親族関係で結びついて、血縁と地縁をないまぜに構成された共同体が、基礎的経営の単位と考える。

吉田孝氏は、中下層農民の小家族の集合体は、日常的な生活や生業の互助を中心的機能としたが、有力家長が代表する共同体の機能に依存して生活しており、それ自体で独立した経営の単位とはなっていないとする(吉田孝、1983)。

関口裕子氏は、古代の農民の経営を、労働過程の一部面での協業単位以上の物ではなく、共同体支配者層に依存してはじめて可能であるような非自立的なものと捉え、所有も経営も集団に包摂されていて未熟とみた(関口、1984)。

義江明子氏は、古代には氏族結合以外に経営・奴隷所有の明確な主体を見出し得ず、8世紀には永続する経営体としての「家」は成立しておらず、庶民層の家族は流動的で生産単位としても非自立的で未熟であり、豪族層では一つの経営体としての「家」が形成されつつあったが脆いものであったと捉える(義江、1986)。

郷戸実態説では、郷戸を個別的経営体と見ない立場と見る立場に分かれる。ここは前者である。門脇禎二氏は、8世紀の一般農民の戸は古くからの農業共同体的経営から自立できておらず、共同体首長やその一族のみが個別経営として自立しえたと見る(門脇、1967)。吉田晶氏は、郷戸(家父長制的世帯共同体)が「アジア的共同体の内部に初めて成立してきた個別経営」の主体だが、自立的安定的経営体ではないとみる(吉田晶、1968)。鬼頭清明氏は、編戸の基盤となった家父長制的世帯共同体も、個別経営として自立してはおらず、全農業労働過程の一部分での協業単位以上のものでは

ないとみる(鬼頭、1979)。

### (ii) 世帯共同体・世帯複合体・郷戸規模説

郷戸実態説で、郷戸を個別的経営体と見る説をあげる。藤間生大氏は「親族共同体」の崩壊によって独立してくる「家族共同体」＝郷戸を社会経済的な基礎単位・再生産単位とみた(藤間、1942)。原島礼二氏は8世紀には各世帯別の農業生産と動産私有があったが、経営主体は郷戸にあったとみる(原島、1968)。

編戸説の安良城盛昭氏は、徴税の便宜のために一定の人為のもとに「戸」が設定されると、新たな「戸」の各「家」は、編戸後に独自の再生産を行うことなく、逆に「家」相互間で相互扶助を行うので、「戸」が一つの再生産単位を形成するようになるという(安良城、1969)

考古学界では、世帯共同体＝「単位集団」を経営単位と見るのが主流的見解である。たとえば都出比呂志氏は、世帯共同体あるいは世帯群を基礎とする「小経営」が農業生産の基本であり、灌漑や開墾の共同労働が発達した社会でも、そこにおける耕作と収穫物の管理を基礎とした分割労働の単位は小経営であるとする(都出、1989)。吉村武彦氏は、考古学者が言う「単位集団」を重視し、律令制の編戸時に立法者の念頭にあったのは、畿内に出現してきた新しい単位集団(2棟の掘立柱建物＋1棟の高倉)であるという(吉村、1987)。

なお、世帯共同体＝経営単位説との絡みで問題となるのが宅地の成立時期である。都出比呂志氏が、明確に区画された住居群が倉庫や井戸を保有する区画は4世紀には成立し、有力農民の場合には5世紀に定着すると見る(都出、1989)のに対し、吉田孝氏は、区画はあっても庶民の宅地に対する権利がはっきり成立するのは7・8世紀まで下ると反論している(吉田孝、1983)。

### (iii) 家族・「家」一世帯共同体・世帯複合体・郷戸より小さい単位説

峰岸純夫氏は、家父長制家族の成立以前に経営と労働の単位としての「イエ」を想定可能と考える(峰岸、1983)。

明石一紀氏は、「家」が家長の家族を中心とする生産・経営の単位であって、経営単位の規模は世帯複合体より小さいとみる。「世帯共同体」なるものは一般的な経済単位として存在しておらず。そして都出比呂志氏が、群馬県黒井峯遺跡について、宅地の成立と宅地の内外の畑の存在から、居住単位であるとともに耕地経営単位であり、奈良時代の郷戸の基礎となった世帯共同体的経営体の実例としてあげた(都出、1989)のに対し、黒井峯遺跡は房戸規模であって世帯共同体ではないとして反駁した(明石、1991)。

中野栄夫氏は、徴税単位としての「戸」ではなく、実態的家族単位である「家」が再生産単位であり、個別経営が存在したとみる。開墾などを「戸」の労働力に頼ることがあっても、毎年繰り返す日常的な耕作の労働力編成の源泉および基本的再生産の単位が家族内にあることを重視する(中野、1973)。

### (iv) 田中説では

田中氏は、上ノ原横穴墓群で見られる造墓単位としての家族集団がいかなる単位であったのかを検討した。基本モデルⅡ・Ⅲにおける造墓規制では、墳墓地はあらかじめ家族集団に分割され、その私用を含めた「造墓権」は直系親族の男性家長のみが有しており、しかもそれが数世代にわたり安定的に継承されていた。さらに、上ノ原横穴墓群の後半期の被葬者たちの集落と見られる佐知久保畑遺跡では、「竪穴住居群＋倉庫＋菜園」という屋敷地とも言うべき単位が溝で仕切られいくつ

も存在しており、区画単位間には格差が見られ、同一区画内の居住単位間にも格差がある。それらは横穴墓における造墓集団としての家族集団にみられる直系親族と傍系親族の格差に相当する。このように墳墓と集落がともに単位に分割され、単位間に格差があることから、横穴墓の分析から析出された男性家長を代表とする家族集団が集落内の単位に対応すると見てよい。このように上ノ原横穴墓群や福岡県須恵須賀浦遺跡における造墓単位は、集落における「単位集団」や「小経営単位」と呼ばれてきた住居のまとまりに相当し、集落における単位にそれぞれ倉が存在することから、各単位が経営と生活の単位として安定的に機能していたと見られる。経営権に関しても直系親族の男性家長のみが有していた可能性が大きい。

したがって、基本モデルⅠから基本モデルⅡ・Ⅲへの変化は傍系親族を含めた共同経営から、父系直系親族による経営への変化を意味する。基本モデルⅡ・Ⅲの段階には、そのリーダーシップ(家長権)の継承は父系直系的かつ血縁重視で行なわれ、傍系親族は直系親族に従属していた。このような直系親族を核として傍系親族に従属させた経営体としての家族集団＝「世帯共同体」が存在し、これが中層農民層・工人層の姿であったと評価できる。この姿は厳密には「家父長的世帯共同体」には相当しないが、よく似たものである。そして、その家族集団の父系かつ直系的な継承は100年ほども安定的に行なわれていた。

以上のような田中説は、経営単位の規模では上記の(ii)説に近く、父系継承を行ない傍系親族に従属させた経営体の存在を認める点で、文献史学界で主流の双系説と大きな差異がある。双系説では奈良時代まで共同体経営が存続し、固定的な「小経営単位」の存在を認めていないのである。ただし、田中説によ

る経営体は「世帯共同体」・「家父長制家族」とは似て非なるものである。また、田中説では、5世紀後半以降8世紀初頭まで経営単位が基本的に安定であったと考えている。そうであれば、その後の奈良時代前半に急激に経営単位が解体するのは、律令国家の収奪が過酷すぎてそれに耐えきれなかったということになる。また課税単位として弱かったという側面もあるであろう。

#### D 群集墳出現の理解

古墳時代後期に爆発的に増加する群集墳の出現契機については、考古学サイドでの研究史の蓄積が膨大だが、ごく一部を瞥見するに留める。

やはりエポック・メイキングであったのは、近藤義郎氏の研究であり、共同体の分解で台頭した家父長制家族の「自立宣言書」とみる(近藤、1952)。すなわち古墳の築造は「氏族共同体」の古い殻を打ち破ったところに期待されるが、古墳時代前・中期においては、大多数の人々は古い共同体の枠の中に「単なる一成員」として埋没していた。後期に至って「古代家族＝奴隷制的家父長家族」の広汎で深刻な成長と発展が、各地において、かつての古い体制を突き破っている事態のもとで、彼らが古墳造営の強力な意志と個性を持つに至ったと解する。

この近藤説に対しては、西嶋定生氏が反論し以後大きな影響を及ぼした。西嶋氏は、近藤説では、後期群集墳の出現が地方ごとの自生的現象とみなされることに疑問を呈し、群集墳出現の地域的偏差が、各地域における共同体の分解に伴う奴隷主的古代家族の析出に還元できないと難じる。そして、前・中期の古墳と同様に、群集墳の造営も階級関係から直接に自己実現したものではなく、身分制に媒介されて行われるものであり、群集墳の盛

行年代(6・7世紀)から見ても、国家権力の展開とくに地方に対する権力の貫徹過程と矛盾するものではありえないと見る。つまり、後期群集墳の被葬者も大和政権と関連ある身分の保持者であり、群集墳の爆発的増加は大和政権を中心とする身分的秩序(カバネ)の農民層への飛躍的拡大による地方支配の強化と考えた(西嶋、1961)。ここで注意すべきは、西嶋氏が、後期の群集墳の発生を、首長以外の集団成員へのカバネ秩序の拡大とみており、カバネへの編入という点では前・中期の前方後円墳の造営と同原理なのであるが、群集墳については擬制的同族関係の拡大とは言うておらず厳密に区別しているように見えることである。

考古学界でも白石太一郎氏・甘粕建氏らが西嶋説を支持した。白石氏は大群集墳の消長のきわめて政治的な性格の背後に、大和政権が在地族長の共同体を解体せずにそのまま支配機構に組み入れるために形成した擬制的大同族団の存在を認めた(白石、1966)。甘粕氏は農民上層部をカバネ体制に組織した主体を「大王なり吉備臣あるいは出雲臣というような豪族」とし、地方首長も含める点で西嶋氏とニュアンスの差がある(甘粕、1966)。近藤氏は久しく西嶋説と距離を置いたが、1972年以降に西嶋説を積極的に受容して自説を転換した。すなわち、「家父長的家族体」の「部族」における相対的自立の動きだけで、横穴式石室ないし横穴が広範・急速・斉一的な構造で形成されたとは考えにくいとし、全土的に大部分の集団で出現する背景には、大和政権による新しい古墳秩序の設定、すなわち新しく出現した主体に対する古墳造営の承認、擬制的同族関係設定の拡張による掌握を認めた(近藤1983)。白石太一郎氏も、共同体的諸関係の弛緩、有力家族の台頭という大きな社会的変化を前提として、ヤマト王権が各地の

共同体の有力世帯の家長層をも、畿内有力豪族との擬制的同族関係の設定に基づいて直接支配秩序に組み込み、彼らにもその身分秩序の表現として古墳の造営を認めたとしているから(白石、1984)、近藤氏と同説である。岩崎卓也氏は、群集墳の出現が5世紀後半以降の男系原理による血縁組織の形成と関係するとし、擬制的同族団・ウチの形成と関係付ける(岩崎、1990)。近藤氏・白石氏・岩崎氏はじめ考古学界における西嶋説受容者が、擬制的同族関係の締結を群集墳築造者(農民層)にまで拡大して理解した点で、本家の西嶋氏と差があることは注意してよい。これは文献史学会で問題となった首長制の血縁擬制をどの範囲までと考えるか(I D(ii)参照)、ひいてはウチの構成員の範囲をどうみるか(II D(iv)参照)、という問題につながるからである。

近藤義郎氏の大転換に先立って、石母田正氏は在地首長制論の立場から群集墳に言及した(石母田正、1971)。やはり西嶋説を受けて、小規模古墳の発生がそのまま世帯または「家族共同体」の「自立」を示すものではないとしつつも、西嶋氏が大和政権中心の身分秩序を考えるのに対し、在地において首長を頂点として形成された新しい階層秩序(同族的・階層的身分秩序)に結合された階層・集落のみに群集墳が出現したとみる。つまり「在地の」身分秩序におけるそれぞれの地位の表現とみるわけである(石母田、1971)。石母田説に類似したものとして、関口裕子氏は、共同体諸関係を通じた首長層の成員支配上の画期が、群集墳の出現ではなく古墳自体の消滅として現われると述べているから、群集墳は共同体諸関係を通じた首長層の成員支配と関わると見ている節がある(関口、1983)。義江明子氏も、群集墳の形成について、「氏の形成は、かつての地域的連合の盟主たる大首長相互の関係としてはじまり、次第にその内部の

小共同体の首長層をも、擬制を含む血縁の網の目の原理の中に組み込んでいく」という角度からとらえるべきものと述べる(吉江、1985)。つまり在地における族組織形成と連関させるわけである(19)。

群集墳の出現で問題になっていたのは、群集墳の造営主体となる階層のあらたな登場なのか、すでに出現している階層の身分秩序への編入の開始なのか、その秩序の原理が血縁擬制を伴うものなのか、身分秩序の主体が大和政権の中央部なのか在地首長か、といった点であった。

では、田中説ではどのように考えるのか。基本モデルⅡ・Ⅲでは、家長の「造墓権」と経営権が父系かつ直系的に継承されていくので、傍系親族は、新たな経営単位として分節化・独立していかない限りは、直系親族に従属することになり、世代を経るごとにその度合いを増していく。彼ら傍系親族、とくに家長のキョウダイは、父の墓に追葬され自らの墓を新たに作ることはない。直系親族と傍系親族を峻別し、直系親族は傍系親族に対して優越しており、傍系親族に造墓を許さない規制が存在したと考えられる。その造墓規制が弛緩し、土地開発その他の要因によって、本来的には家長の直系親族に従属していくほかない傍系親族の一部が、分節化・独立を果たすことが造墓階層の拡大の実態であり、群集墳の増大の原因である。逆に、土地開発の行き詰まりによって、傍系親族が分節化・独立を果たせなければ直系親族(家長世帯)に従属するほかはなかった。

このように田中説では、群集墳の造営を、家父長層の台頭の結果ではなく、父系かつ直系的に継承される家長のもとに構成された直系・傍系の家族集団のうち、傍系親族の経営の独立を伴う分節運動であったと捉える点で、まったく新しい論を提唱したわけである。

## E ウチをめぐる諸問題

律令国家形成以前には、支配者層がウチを形成し、その族長達が中央政権を構成し、さまざまな職掌集団を率いて大王に奉仕するという政治体制が形成された。これは国家形成へ向けた強固な支配者集団の形成と、中央集権的な社会体制・支配体制樹立の一方式であって、その点でウチの実態・形成要因などの解明は重要な意味を持つ。

### (i) 形成要因

ウチの形成要因については、「双方的親族関係」に基づく社会での早熟的な国家形成に際して支配層が族組織形態を必要不可欠とした(義江、1986)、あるいは中央集権的な支配体制の確立のためには「双方社会」ではあっても血縁原理による強固な支配者層の結集・社会組織・秩序化が必用だった(明石、1990)という有力な説がある。

### (ii) 形成時期

ウチの形成時期は、稲荷山古墳出土鉄剣銘文の判明後、現在では大勢として5世紀後半以降7世紀後半に至る間と考えられている。義江明子氏は、稲荷山鉄剣銘文の系譜には奉事根源の記載はあるが氏名が未成立であることから、大王との政治的関係を軸に集団としてのウチが形成されてくる端緒段階とみている(義江、1986)。吉田孝氏は稲荷山の鉄剣名にウチ名が無いことから、雄略の時代にはウチ名が一般に成立していなくても、ウチの本質である始祖からの系譜は成立していたので、ウチは成立していたとみる(吉田孝、1983)。前之園亮一氏は本拠地の地名をウチの名とする中央有力豪族は5世紀前半、遅くとも5世紀後半までにはウチを形成したと見る。義江氏より早く考えるわけで、稲荷山鉄剣にウチ

名が無いのは刻む必要が無かったにすぎないという(前之園1987)。ここでは5世紀後半には形成され始めると見ておくと、では、ウヂという族組織形成を通じて首長層が階級的支配者として結集する必要性が生じたのがその時期であった理由は何か。義江明子氏は、雄略朝以降の対中国外交の空白期に、中国王朝の権威への直接的依存を離れた倭王権独自の政治秩序・支配制度(部民制・国造制)の形成が目指されたとする(義江、1985)。

### (iii) 構成原理

族組織としてのウヂの構成原理については、父系説、「両属性」→父系説がある。

江守五夫氏は、古事記などの父祖名連称法から父系出自と考える(江守、1987)。清水昭俊氏は高群逸枝氏が双系的な思想と見る事例(高群、1938)も、父系の系譜が散発的に女性によって連結される「準父系」に逸脱したと理解でき、基本的には父系出自集団であったとする(清水、1987)。吉田孝氏は、基層的な社会組織としては双方向的な親族組織が広く存在したが、首長層は地位や財産を継承し一族の地位を高めるために神話的始祖との系譜関係を父系的に形成したとし、江守氏・清水氏の説を受け、広義の父系出自集団と考える(吉田、1988)。熊谷公男氏は、吉田孝氏が首長位の父系継承原理と内部編成原理を異質と見る点(吉田孝1988)、義江明子氏が「両属性」を組織原理とする点(義江、1986)を批判し、首長も一般成員も「祖の名」の父系出自観念を共有していたと見る(熊谷、1989)。

一方、義江明子氏は、6～7世紀には族長位の一系継承と、双方向的親族関係が集団帰属・集団結合原理として顕在化した「両属性」とがウヂの組織原理であって、7世紀後半から父系継承によるウヂの再編が図られ、8世紀末から9世紀前半にかけてようやく父系出

自集団としてのウヂが一般的に成立するという(義江、1986)。義江氏の「両属性」概念については、「両属」は個人的・一時的なもので社会構造的・原理的には単族(原則的に父方集団に帰属)とみる明石一紀氏の批判がある(明石、1990)。

ほかに西野悠紀子氏は、8世紀には父系氏族内の二重・三重の婚姻による結合で、氏族の実態が父系母系双方の集団と化していたという(西野、1982)。

### (iv) 実態は何か

ウヂの実態については長い学史がある。実質的な出自集団(氏族=クラン)とみる説と、単なる政治組織とみる説を両極として、さまざまな説がある。

明治・大正期には氏族組織に類似した血縁団体と見る説が有力だったが、津田左右吉氏は、クラン・ゲンスのような「部族」ではなく、社会的血縁組織とは別の政治的制度であり、単なる「家」の集合体であるとする説(津田、1919)を出し、大きな影響を与えた(直木、1961; 吉田孝、1983)。藤間生大氏も、ウヂを内部に階層的差異を含む政治的集団と認めた(藤間、1946)。これらの政治的・階級的立場を重んじる説に対して、和歌森太郎氏は、「家」が系譜関係によって結ばれた同族団であり、まとまった「協団体」ではなく血筋血統を指すものにすぎないと考えた(和歌森、1947)。直木孝次郎氏も、有力な「家」を中心に血縁・非血縁の「家」によって構成される同族団であり、クラン・ゲンスの氏族共同体と異なり階級差を内包する政治的団体と解した(直木、1961)。平野邦雄氏は津田氏の政治組織説を発展させ、中央・地方の豪族層が国家権力を背景に部民を領有・管理して貢納を強制し、朝廷における官職を独占的に世襲する装置とみた(平野、1969)。原秀三郎氏は、



ウヂを家父長制世帯共同体家族、家族形態の一表現とみるが(原、1984)、今日では孤立した見解である。

1978年の埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘文の発見はウヂの血縁集団的側面にあらためて注意を促すこととなったが、現在では、古典的概念の氏族は、単系出自・族外婚・成員平等を属性とするので、ウヂがそのようなものではない(吉田孝、1983)という点は共通認識となっている。たとえば、明石一紀氏は日本古代に単系出自集団は存在しないと断じ(明石、1990)、義江明子氏は、3～4世紀に氏族の存在は想定できず、かりに日本の原始社会に氏族が存在しても、極めて早い段階にいったん消滅し、ウヂはそれから直接の系譜を引くことなく新たに形成されたものと捉えている(義江、1986)。

では、どう考えるか。吉田孝氏は、いくつかの重要な指摘を行った。①首長層が父系を原則とする系譜関係を紐帯として結集した組織である。②「氏上」という個人を中心とし、氏上の政治的・社会的地位の変動によって絶えず再編成されていた。③狭義のクランではないが、始祖からの出自を原理とする集団であるので、広義にはクランの一種である。④キルヒホフが定義した円錐型クラン(conical clan=ramage、非単系出自、非族外婚制、成員間に支配従属関係あり)と共通点が多いが異なる(吉田孝、1983)。

義江明子氏は、ウヂを「両属性」という族組織の原理そのもの、つまり血縁観念によって、共同体首長層のみが共同体を体現する系譜意識を引きつつ相互結集した政治組織にしてかつ族組織であり、共同体を体現する系譜意識を引き継ぎつつ形成された首長層の集団、すなわち(擬制的)血縁観念による支配層の結集とみなす。(20)そして、ウヂが社会の全成員を組織したものでなく、始祖からの分節に

よる血縁的距離と階層差が直結していない、すなわち始祖からの血縁的距離によって成員間の地位のヒエラルヒーが構成されるのではない、という点を根拠にウヂを円錐クランではないと断ずる(義江、1986)。熊谷公雄氏は、ウヂが父系の親族組織という性格を持つものの、その出自観念は自然的な血縁秩序ではなく政治的性格が濃厚で、組織は「王権への奉仕」という行為を媒介としてはじめて維持しうるすぐれて人為的な組織とみる(熊谷、1989)。

#### (v) 相互の関係の付け方

義江明子氏は、5世紀後半～7世紀後半には、伝承世界の共有を通じて、形成されつつある集団相互の関係もまたできつつあったが、系譜上の同族関係としては表現され得ない買ったのに対し、7世紀後半～8世紀初めに至って、集団相互の体系的組織化が進行し、祖先を出発点とする裾広がり出自系譜が成立したと説く(義江、1986)。

#### (vi) 田中説では

5世紀後半以降ウヂの形成が始まり、首長位の継承が父系的に行なわれるようになるが、双系・双方説では、このような動きは支配者層においてのみ起こったことであり、被支配者層では双系のみであったとする。すなわち、父系継承は支配層から始まり徐々に下層へと浸透していったという変化過程を想定する。しかし田中説では、5世紀後半は基本モデルⅠから基本モデルⅡ・Ⅲへ変化した時期にあっており、農民層でも家長は父系かつ直系継承を行なうようになったことを明らかにした。そして、そのような階層差なしの親族構造の変化が生じた5世紀後半～6世紀中葉の時期について、文献史料の記載内容と考古学的現象とが整合性をもって画期の存在

を示していることを重視する。すなわち、畿内政権中枢部での武力紛争の結果として王権が伸長し、地方豪族との武力紛争・鎮圧の結果として王権が屯倉の設置など地方の直接支配にのりだしたことは、大規模倉庫や方形土地区画の出現から伺われる行政機構の整備や、墳丘規模における畿内の優位性の拡大と整合する。また、ウジの形成や、首長層の継承が一系・父系たるべきとする強い観念の登場は、首長墳系列が5世紀後半を境に安定し連続することと整合する。

そして田中氏は、親族構造の変動がこのような社会変動と連動していることを重視し、とくに親族構造が二重構造となった要因として二つの大きな要因を考えた。①5世紀後半を前後する時期の軍事的状況が父系への傾斜あるいはその強化を促した。②5世紀代に大王が政治・軍事上の権威と保証を獲得し、大王と有力首長間の政治的統属関係を形成し、国内の支配秩序の整備を促進できた原因として、倭の五王が中国に朝貢し柵封体制に組み込まれ、中国の支配体制・支配イデオロギーに触れたことが考えられるが、中国から直接に、あるいは百済を介して導入された支配イデオロギーの中に、父系イデオロギー・家父長制イデオロギー(父系直系継承、一系累代の王統・家系、家族形態)が含まれており、それを採用した。そして、諸豪族に対して獲得した大王家の優位性を固定・促進するために、大王家を頂点として諸豪族を実質的・擬制的同族関係に基づき再編する際に、こうした父系イデオロギー・家父長制イデオロギーが活用された。ウジにおいて首長層の継承が一系・父系たるべきとする強い観念が形成されている(首長墳系列が5世紀後半を境に安定し連続する)のもそのためであるという。こうした支配イデオロギーの導入を契機に非単系出自集団の父系的再編が、首長あるいは家長の

継承に関わる形でだけ行なわれ、非家長の一般成員には要求されることがなかったので、伝統的な非単系的＝双系的構造が変質せずに残ったまま二重構造を形成し、奈良時代を迎えることになったと解している。

### III. まとめと展望

IIで縷々紹介してきた上ノ原遺跡の調査を契機とする考古学的親族構造研究の成果は、文献史学界でここ20年来有力になっている双系・双方説と鋭く対立する部分がある。明石一紀氏が、双方原理を踏まえた共同体論・家族論・親族論の新たな展開、その発展段階的な理論化を、実証的事実の積み重ねからの帰納法によっておこなうべしと言いつつ、弥生・古墳時代については、文献史学者としてはいたし方がないと言いながら、ほとんど思い込みで押し通している(明石、1990)のに対して、田中良之氏は、検証を欠いた仮説の言い放しではなく、考古学的情報から親族関係モデルを抽出し、それを形質人類学的方法で検証し、さらに文献史学の研究成果と突き合わせることによって、文献史学者の一部が、その方法の限界点以上に踏み込んで発言した部分の、考古学的検証にまで至っていることがもっとも重要である。(21)

さてここで、「IC 親族構造変動と国家形成」で問題とした、エンゲルスの『起源』モデル、すなわち親族構造変化の画期と国家形成が連動するという考えが、生きているか否かに話を戻す。社会の基層に双系的要素が強く残った上に、なぜ中央集権の支配体制が成立しえたのかという問題である。

初期農耕社会たる弥生時代600年間に、共同体の首長層が政治的に成長を遂げ、3世紀後半から4世紀にかけて首長層の政治的連合体が形成された。その後、6世紀までに軍事的あるいは平和的手段によって、大王家の優

位性が確かとなっていった。しかしこの間、部族・部族連合や首長制社会を超えた広域社会の形成は、社会の内外における利害関係の分裂・対立を先鋭化せしめ、そうした矛盾を抑え込むより強力な統治機関設立の要請が生じた。それとともに、対外関係の緊張は公的領域観念(22)や民族性意識を醸成した。こうして中央集権的支配体制の確立のために必要な、権力構造(政治機構+特定人間集団)の制度的体系化と国家を支え動かす意志の形成が準備されたのである。

では、実際にそれを可能にした条件は何であったのか。

まず、大王家の側に、大王家が諸豪族に対して獲得した優位性を固定・促進するために、大王家を頂点として諸豪族を再編しようとする強固な意志と、それを実現し得る力の蓄積(中央政権内部での王権の伸長、地方に対する優位の確立と直接支配)があったことは前提として見逃せない。しかし、権力機構の中枢部として、支配者層の大王を中心とする階級的な結集と、支配者層を支える安定的な社会組織・秩序の形成がなぜ可能だったのかが重要な問題である。

まず支配者層の大王を中心とする階級的な結集について。5世紀後半を境に首長位の(父系直系による)継承が安定化し、個々の政治的有力集団がそれぞれ族組織として安定化したことが重要である。そしてそれを前提に、複数の有力集団が父系原理を基本とする擬血縁集団の形をとって結集した(ウチの形成)。各ウチはカバネ名を負うことによって特定の職掌を帯びて王権に対する奉仕関係に入り部民を保有する。石母田正氏・義江明子氏の説(23)を参考に王権のもとに首長層を結集させる原理の時期的変遷について瞥見しておく、㊦古墳の築造を許したり許されたりという関係の形成(4・5世紀)と、㊧血縁擬制を伴う

ウチの形成とそのカバネ秩序への編入(5世紀後半～6世紀)と、㊨整然とした国家機構への結集(7世紀)の各々は、支配層の相互結集原理の段階を異にすると考えられる。つまり、即物的標識→観念的→制度的への変遷である。

とくに、5世紀後半から6世紀段階において、支配者層の政治的結集が、㊩すなわち父系原理を基本とする擬血縁集団(B型首長制的)の結成という特殊な形をとった原因が重要である。田中良之氏は、対外的緊張関係と中国から導入した父系イデオロギー・家父長制イデオロギーの影響下において、支配者層における強い父系出自観念の形成がなされ得たことを指摘している。ウチの形成を前提に稲荷山古墳出土鉄剣の銘文(杖刀人)が示すように、宮廷でのさまざまな職掌をウチごとに担う体制が形成された。各ウチどうしの関係、あるいは各ウチと大王家との関係は、7世紀後半に至るまでに神話の中での祖先神どうしの系譜関係として擬制的に表現・系列化されていたと考えられる。各ウチの統率者にはカバネという身分表示が与えられ、宮廷内での序列化がなされた。このウチを基本に、中央ではウチによる政治的職務の分掌体制が形成され、ウチの統率者たちの集団が律令体制期の官僚機構上層部の基礎となり、地方では在地首長層が国造・伴造として組織され部民の支配を承認される体制が出来上がり、ゆくゆく郡司層＝官僚機構末端部・地方官僚の基礎となったのである。もちろん、この段階のウチごとの職務分掌あるいは国造・伴造を介した人民の分割支配(伴造・部民制)は「タテ割り」的体制であり、7世紀後半における集中的・重層的権力体系(官僚制)および公民的編戸(人民の地域的編成)への原理転換は、前者の行き詰まりと解体の結果ではあるにせよ、5世紀後半から6世紀の段階で王権を中心に結集し

えた畿内・近国のウヂ統率者集団が推古朝の群卿・大夫層の基礎となり、さらには律令官僚制の骨格を形成したことは、奈良時代初期に一ウヂから一議政官を出す原則があったことにも表れている。また、この段階で族制的ではあっても在地首長層の取り込みに成功したことが国司一郡司制の実施を可能にした。

つぎに、支配者層を支える安定的な社会組織・秩序の形成が可能になった理由について。5世紀後半までに鉄製農工具の普及によって農民の生産力は上昇しており、それを前提に可能となった未開地の開墾が傍系親族の独立運動を引き起こし群集墳の増大をもたらしたが、5世紀後半以降8世紀初頭までには基本的に安定した経営単位が成立していたのである(田中、1995)。こうして農民層の基本的経営単位の範囲が安定していたことを前提にしてはじめて、それを権力の側で掌握する対象として認知し、のちの徴税単位、常備軍の兵士の徴発体制が設定され得た。近年、古墳時代の武器・武具類に基づく軍事編成論が盛んであるが、組織原理の族制的編成から領域的編成への変質がより重要である。ここでも大化前代の「タテ割り」的体制の整備がその克服としての律令軍制(徴兵制に基づく軍団制)を準備したのである。

こうしてみると、5世紀後半～6世紀の時期に、首長の政治的地位や家長の地位の安定的父系継承システムが成立したのを基礎にして、大王を中心とした支配者層の階級的結集とそれに基づく全国的統治・支配機構が樹立されるとともに、安定した経営単位の成立を前提にして、収取システムが形成された。この段階の統治・支配機構や収取システムは、族制的「タテ割り」体制であり、やがて原理転換を余儀なくされたとはいえ、古代国家の律令体制は、まさに、その前提・基礎の上には形成されえなかった。地域による人民の

区分、常備軍、徴税制度、官僚機構といった国家に不可欠な属性すべてについて、その確立に必要な条件を、支配者層の族組織としての安定、被支配者としての農民層の経営単位としての安定が準備したのである。そのような意味で、親族構造変動と国家形成は密接に連動しており、文献史学者の主流的見解のように、古代国家が未開社会の上に忽然と形成されたのではなかった。

## 付 記

小稿は、1994年9月24日に、九州大学で開催された「先史学」研究会第1回研究集会『大分県中津市上ノ原横穴墓群をめぐる諸問題』において、「国家形成過程と上ノ原」と題して行った発表原稿を骨子とする。当時私は、奈良国立文化財研究所(当時、現独立行政法人奈良文化財研究所)に在職していたが、発表の機会を与えて下さった比較社会文化研究科(当時、現比較社会文化研究院)の田中良之氏・溝口孝司氏に感謝したい。席上、義江明子氏に色々ご指摘を頂いた。あらためて感謝したい。「先史学」研究会での発表時には、1991年の「日本における階級社会形成に関する学説史的検討序説」、1992年の「日本における階級社会形成に関する学説史的検討序説(Ⅱ)」に続く、「日本における階級社会形成に関する学説史的検討序説(Ⅲ)」として纏めるつもりであったが、怠慢のため8年以上放置してしまったため、このたび大幅に加筆訂正した。しかし、この間の考古学界・文献史学界での研究成果を十分にフォローできていない。別稿を用意したい。(2003年3月14日)

## 注

- (1) 田中氏の研究成果の一部だけを取り出し、矮小化して受け取ろうとする考古学者が多い(都出・田中編、1998；都出・佐原編、2000)。
- (2) 『起源』を「高く評価する熊野聡氏は、『フ

- オイエルバッハ論』と『反デューリング論』との差異を強調するが(熊野、1976)、「マルクス『フランスにおける内乱』序文」や1890年10月27日「シュミットへの手紙」については『反デューリング論』への逆戻りと言えないこともない(岩永、1991)。
- (3) 熊野聡氏は「古い共同体」を土地共有共同体、および共同体成員資格と結び付いた分割地所有が存在する共同体と理解する(熊野、1976)。
- (4) 都出氏は1972年以後の近藤義郎氏説およびそれに影響を及ぼしたと考えられる文献史学者の説をターゲットとして、自説の補強を図っている(都出、1989a・1989b・1990・1991)。なお、父系に傾くのを5世紀後半と見る田中良之氏の説に触れて、それは九州や日本海沿岸の地域性であって畿内地域では早いとみる(都出、1989a)ことによって、古墳時代当初から国家と認める自説との整合を図っている。要は田中氏が資料を得た豊前地域などが田舎で遅れているからという判断であろう。
- (5) 吉田孝氏は井上・石母田両氏の視角を、世界帝国の古代文明とその周辺の未開な社会とが、国際的「交通」によって結ばれたとき、周辺民族の支配者層が急速に開明化し、未開な基層文化を残しつつ急速に国家を形成するという、古代帝国の周辺民族の二次的な文明化の一形態として、日本の律令国家形成を捉えるものと要約した(吉田孝、1983)。
- (6) 首長制についても同様な二次的首長制説(中林、1969)がある。
- (7) 石母田首長制論は、その後の日本古代史学の方向性を大きく規定したが、石母田説を越えることを目指した後続世代は、石母田説の特徴だった生産関係論的側面を意識的に後退させ、石母田説で手薄だった親族組織論と政治的上部構造論(統治技術論・儀礼論)へとシフトした。
- (8) 明石一紀氏は、「双方社会」上に中央集権的な社会体制・支配体制を確立するためには、「血縁原理による強固な支配者層の結集・社会組織・秩序化」が必用であり、そのためには「支配者層における強い父系出自観念の存在」、「政治的地位の継承に相応する父系原理を基本として、一祖の子孫によって組織される血縁集団」の形成が必要と述べる(明石、1990)。
- (9) ファース自身は1957年に、ラメージを非単系出自集団の意味に再定義してしまったので(石川、1978)、注意を要する。
- (10) ただし、吉江氏は群集墳の形成について、「氏の形成は、かつての地域的連合の盟主たる大首長相互の関係としてはじまり、次第にその内部の小共同体の首長層をも、擬制を含む血縁の網の目の原理の中に組み込んでいく」という角度からとらえるべきものと述べる(吉江、1985)。しかし、群集墳は小共同体の首長層というよりより下層の農民層のものである。とすれば、吉江氏も首長と共同体成員との間に血縁擬制を認めることとなり首尾一貫していない。
- (11) ただし、田中氏も「私は、国家と称するのは五世紀からだと考えています。国家とは何かという議論が出てきますが、少なくともその前は、せいぜいいわゆる首長連合だと思っています。」と述べているから(都出・田中編、1998)、一貫してはいない。
- (12) 吉田孝氏は稲荷山古墳出土鉄剣銘文や『古事記』の氏族系譜に見られる始祖からの父系出自意識は、天皇が天皇としての靈威を得るのは、先帝からでなく始祖天照大神からであるというような循環的・神話的な時間意識と、始祖の靈威を継ぐためには始祖との血縁でつながっていることが必要であるという観念とから生じ、首長位の継承者は、始祖と血縁でつながっていさえすれば、前代の首長の直系の子孫でなくてもかまわなかったとする。そして大王や族長の地位が傍系親族の間を移動するという古代の氏族系譜の一般的性格は、父と子の関係を基本とする「イエの継承」の観念ではよく理解できないが、始祖からの靈威の継承を本質と考えれば素直に理解できるとする(吉田、1988)。また義江明子氏は、族長位継承は相当幅広い範囲の傍系継承であり、首長のもつ共同体統治に関わる何らかの靈力の継承が、直接には血縁原理にはよっていないのに、あたかも血縁関係であるかのように機能したという観点から、古墳における首長靈継承儀礼や、古墳群の地域的消長をめぐるといわれる勢力交替論をとらえ直す必要があると指摘する(義江、1985)。ただし吉田氏が、ウチの人々の規範意識となっていた「祖の名」を靈(タマ)と結び付ける点、「祖の名」に神話的な回帰観念と始祖からの直接的継承を考える点に関して、熊谷公男氏の批判がある(熊谷、1989)。熊谷氏は、父子関係を機軸とする継承を考えている。
- (13) 西嶋氏は、後期の群集墳の発生を、首長以外の集団成員へのカバネ秩序の拡大とみており、カバネへの編入という点では前・中期の前方後円墳の造営と同原理なのであるが、群集墳については擬制的同族関係の拡大とは言うておらず厳密に区別しておられるようである。
- (14) 早川庄八氏はすでに1974年に「父系・母系がないまぜになった血縁関係」説を提唱している(早川、1974)。
- (15) 研究史については服藤早苗氏(服藤、1985)・吉村武彦氏(吉村、87)・杉本一樹氏(杉本、1986)の整理が参考になる。
- (16) 石母田正氏・藤間生大氏の業績の詳細な学

- 説史的検討は関口裕子氏が行っている(関口、1987)。
- (17) 研究史については中野栄夫氏(中野、1973)・高島正人氏(高島、1980)・杉本一樹氏(杉本、1984・1986)・関口裕子氏(関口、1987)の整理が参考になる。
- (18) この説は現在では撤回されていると義江氏ご自身から伺ったが、学説史的意義があると考え記した。
- (19) 義江氏は、ウチの組織によって血縁関係として表現されるのは、首長層相互の政治的支配従属関係のみであって、共同体成員の首長への人格的従属に基づく支配隷属関係は直接には血縁原理によらないと考えるが、群集墳が小共同体の首長層というよりより下層の農民層のものであるとすれば、吉江氏も首長と共同体成員との間に血縁擬制を認めることとなり首尾一貫していない点については、すでに述べた。
- (20) これこそ熊野聰氏が言う(熊野、1976)、本源的所有の場合の生産者の共同体が、階級分裂後には労働しない所有者＝支配者の共同体として継承されたものとして理解できるだろう。
- (21) ここでの「踏み込んで発言した」の意は、文化人類学者・社会人類学者が自分達のデータからの過去の社会の復元を20世紀前半段階で放棄した一方で、その成果を導入した日本の文献史学者の一部が、文献史学の方法の射程を越える時代の社会構造復元に積極的に乗り出した事を指す。
- (22) 大津透氏は、ワカタケル大王の時代には、中国の天下とは別に、日本列島の支配領域を対象とする倭独自の「天下」が成立していたと見ている(大津、1999)。
- (23) 西嶋定生氏は、古墳の発生をカバネ秩序への編入による擬制的同族関係の拡大と見た(西嶋、1961)。これに対して石母田正氏は、大化前代の地方首長層が大王の秩序に編成される形式として、①古墳という可視的・即物的な標識による表現、②なんらかの表章の授与による身分関係の設定または確認、③カバネの授与による観念的・制度的表現の3段階を設定し、古墳による身分秩序の表現は①であり、より観念的で制度的な③に先行する形態であり、③の確立が①の消滅を引き起こすような関係にあるとして反論した(石母田、1971)。なお①～③は大づかみな区別で並存し得るとされている。また義江明子氏は、鏡などの具体的で呪術的な品の分賜・伝世により示される政治的連合、文字で示される系譜観念を抛りどころとする組織的結集、整然とした国家支配機構に依拠した結集、の質的段階差を主張した。(義江、1985)。
- 明石一紀(1979):「日本古代家族研究所説—社会人類学ノート—」『歴史評論』347.
- 明石一紀(1990):『日本古代の親族構造』. 吉川弘文館, 東京.
- 明石一紀(1991):「書評 都出比呂志『日本農耕社会の成立過程』」『歴史学研究』615.
- 甘粕 建(1966):「古墳時代の展開とその終末」『日本の考古学』V. 河出書房, 東京.
- 安良城盛昭(1969):「班田農民の存在形態と古代籍張の分析方法—石母田=藤間=松本説対赤松=岸=岡本説の学説対立の止揚をめざして—」『歴史学研究』345.
- 江守五夫(1980):「古代女性史に関する問題」『家族史研究』2.
- 江守五夫(1987):「日本の家族と共同体」『歴史評論』441.
- エンゲルス(Engels,F.)(1878):Herrn Eugen Duhrings Umwälzung der Wissenschaft. (栗太賢三訳『反デューリング論』下. 岩波書店, 東京.)
- エンゲルス(Engels,F.)(1891):Der Ursprung der Familie,des Privateigentums und des Staats. (戸原四郎訳『家族・私有財産・国家の起源』. 岩波書店, 東京.)
- Fried,M.H.(1967):The Evolution of Political Society; An Essay in Political Anthropology. Random House, New York.
- フリードマン(Friedman,J.)(1975):Dynamique et transformations du systeme tribal:l'exemple des Katchin. L'Homme,Vol. 15,No.1. (山崎カオル編訳「部族システムの動態と変換—カチン族の事例」『マルクス主義と経済人類学』. 柘植書房, 東京.)
- 原秀三郎(1969):「アジア的生産様式論批判序説—『諸形態』の理解にもとづく基礎的諸概念の再検討」『歴史評論』228.
- 原秀三郎(1973):「日本古代国家論の理論的前提—石母田国家史論批判—」『歴史学研究』400.
- 原秀三郎(1974):「前近代国家論の方法をめぐって」『現代歴史学の成果と課題』1. 青木書店, 東京.
- 原秀三郎(1974):「階級社会形成の法則性と多様性」『講座マルクス主義研究入門』4. 青木書店, 東京.
- 原秀三郎(1975):「日本古代国家研究の理論的前提」『体系日本国家史』1. 東京大学出版会, 東京.
- 原秀三郎(1984):「日本列島の未開と文明」『講座日本歴史』1. 東京大学出版会, 東京.
- 原島礼二(1968):『日本古代社会の基礎構造』. 未来社, 東京.
- 早川庄八(1974):『日本の歴史4 律令国家』. 小学館, 東京.
- 平野邦雄(1969):『大化前代社会組織の研究』吉川弘文館, 東京.
- 平田耿二(1962):「古代籍帳の遡源的分析」『歴

## 参 考 文 献

- 史学研究』263.
- 服藤早苗(1985):「古代における家族と共同体—研究史の整理と今後の課題—」『歴史評論』424.
- 石川栄吉(1978):「タヒチ首長国の構造」『歴史学研究』463.
- 石母田正(1939):「奈良時代農民の婚姻形態に関する一考察」『歴史学研究』70・72.
- 石母田正(1941):「古代村落の二つの問題」『歴史学研究』92・93.
- 石母田正(1942):「古代家族の形成過程」『社会経済史学』12-6.
- 石母田正(1948):「古代貴族の英雄時代」『論集史学』.
- 石母田正(1962):「古代史概説」『岩波講座日本歴史』1. 岩波書店, 東京.
- 石母田正(1967):「民会と村落共同体—ポリネシアの共同体についてのノート(一)—」『歴史学研究』325.
- 石母田正(1971):「東洋社会研究における歴史的方法について—ライオット地代と貢納制—」『岩波講座世界歴史』30. 岩波書店, 東京.
- 石母田正(1971):『日本の古代国家』. 岩波書店, 東京.
- 井上光貞(1971):「日本の律令体制」『岩波講座世界歴史』6. 岩波書店, 東京.
- 岩永省三(1991):「日本における階級社会形成に関する学説史的研究序説」『古文化談叢』24.
- 岩永省三(1992):「日本における階級社会形成に関する学説史的研究序説(Ⅱ)」『古文化談叢』27.
- 岩永省三(2002):「階級社会への道への路」『古代を考える 稲・金属・戦争』. 吉川弘文館, 東京.
- 岩崎卓也(1990):『古墳の時代』. 教育社, 東京.
- 門脇禎二(1960):『日本古代共同体の研究』. 東京大学出版会, 東京.
- 門脇禎二(1967):「農業技術と営農形態」『日本の考古学』VI. 河出書房新社, 東京.
- 川田順造(1976):『無文字社会の歴史』. 岩波書店, 東京.
- 岸 俊男(1950):「古代村落制度の問題」『日本歴史』23.
- 岸 俊男(1951):「古代村落と郷里制」『古代社会と宗教』. 若竹書房, 大阪.
- 岸 俊男(1952):「古代後期の社会機構」『新日本史講座』2. 中央公論社, 東京.
- 岸 俊男(1973):『日本古代籍張の研究』. 塙書房, 東京.
- 鬼頭清明(1973):「書評・石母田正『日本の古代国家』」『歴史評論』283.
- 鬼頭清明(1976a):『日本古代国家の形成と東アジア』. 校倉書房, 東京.
- 鬼頭清明(1976b):「八世紀の社会構成史的特質—首長制論をめぐる—」『日本史研究』172.
- 鬼頭清明(1979):『律令国家と農民』. 塙書房, 東京.
- 鬼頭清明(1979):「倭から大和政権へ」『共同研究 日本と朝鮮の古代史』. 三省堂, 東京.
- 鬼頭清明(1981):「東アジアにおける古代国家の形成とその相互関係について」『歴史評論』372.
- 鬼頭清明(1982):「原始経済の発展」『日本経済史を学ぶ』上. 有斐閣, 東京.
- 鬼頭清明(1985):「東アジアにおける国家形成史の理論的諸問題」『歴史学研究』540.
- 小林行雄(1952):「古墳時代文化の成因について」『日本民族』. 岩波書店, 東京.
- 小林行雄(1959):『古墳の話』. 岩波書店, 東京.
- 近藤義郎・今井亮(1972):「前方後円墳の時代について」『考古学研究』19-1.
- 近藤義郎(1952):『佐良山古墳群の研究』. 津山市教育委員会, 津山.
- 近藤義郎(1960):『月の輪古墳』. 月の輪古墳刊行会, 岡山.
- 近藤義郎(1968):「前方後円墳の成立と変遷」『考古学研究』15-1.
- 近藤義郎(1977a):「古墳以前の墳丘墓」『岡山大学法文学部学術紀要』37.
- 近藤義郎(1977b):「前方後円墳の成立」『考古論集』. 松崎寿和先生退官記念事業会, 広島.
- 近藤義郎(1983):『前方後円墳の時代』. 岩波書店, 東京.
- 甲元眞之(1975):「弥生時代の社会」『古代史発掘』4. 講談社, 東京.
- 熊谷公男(1989):「“祖の名”とウチの構造」『律令国家の構造』. 吉川弘文館, 東京.
- 熊野 聡(1976):『共同体と国家の歴史理論』. 青木書店, 東京.
- 前之園亮一(1987):「ウチとカバネ」『日本の古代』11. 中央公論社, 東京.
- マルクス(Marx,K.)(1858):Formen, die der kapitalistischen Produktion vorhergehen. (手島正毅訳『資本主義的生産に先行する諸形態』. 大月書店, 東京.)
- 増田義郎(1969):「政治社会の諸形態—特に首長制社会・地位社会の概念について—」『思想』535.
- 峰岸純夫(1983):「家父長制家族成立以前の「家族」」『日本史研究』256.
- 直木孝次郎(1961):「日本古代の氏」『古代史講座』6. 学生社, 東京.
- 中林伸浩(1969):「東南アジア首長制の構造」『思想』535.
- 中村 哲(1976):「前近代アジアの社会構成—マルクス・エンゲルスの歴史理論の再構成—」『日本史研究』163.
- 中根千枝(1970):『家族の構造』. 東京大学出版会, 東京.
- 中野栄夫(1973):「律令制社会における家族と

- 農業経営(一)(二)『史学雑誌』82-6・7.
- 西嶋定生(1961):「古墳と大和政権」『岡山史学』10.
- 西野悠紀子(1982):「律令体制下の氏族と近親婚」『日本女性史』1. 東京大学出版会, 東京.
- 大津透(1999):『古代の天皇制』. 岩波書店, 東京.
- 岡本堅次(1959):「古代籍張の郷戸と房戸について」『山形大学紀要(人文科学)』2.
- 大塚久雄(1955):『共同体の基礎理論』. 岩波書店, 東京.
- 大藪龍介(1978):『マルクス・エンゲルスの国家論』. 現代思想社, 東京.
- サーヴィス(Service, E.R)(1971): Primitive Social Organization. (松園万亀雄訳『未開の社会組織』. 弘文堂, 東京.)
- 関口裕子(1978):「日本古代家族の規定的血縁紐帯について」『古代史論叢』中. 吉川弘文館, 東京.
- 関口裕子(1980):「日本古代の家族形態と女性の地位」『家族史研究』2. 大月書店, 東京.
- 関口裕子(1982):「大会報告のための覚書—家族論を中心に—」『日本史研究』242.
- 関口裕子(1983):「家父長制家族の未成立と日本古代社会の特質について」『日本史研究』247.
- 関口裕子(1984):「古代家族と婚姻形態」『講座日本歴史』2. 東大出版会, 東京.
- 関口裕子(1987):「戦時中に達成された藤間生大・石母田正の家族・共同体論の学説史的検討」『日本古代の政治と文化』. 吉川弘文館, 東京.
- 清水昭俊(1987):「ウチの親族構造」『日本の古代』11. 中央公論社, 東京.
- 塩沢君夫(1958):『古代専制国家の構造』. 御茶ノ水書房, 東京.
- 塩沢君夫(1970):『アジアの生産様式論』. 御茶ノ水書房, 東京.
- 白石太一郎(1984):「日本古墳文化論」『講座日本歴史』1. 東大出版会, 東京.
- 白石太一郎(1999):『古墳とヤマト政権』. 文藝春秋, 東京.
- 杉本一樹(1984):「編戸制再検討のための覚書—編戸の原理を中心として—」『奈良平安時代史論集』上. 吉川弘文館, 東京.
- 杉本一樹(1986):「日本古代家族研究の現状と課題」『法政史研究』35.
- 鈴木靖民(1993):「日本古代国家形成史の諸段階—首長制社会論の視角から—」『国学院雑誌』94-12.
- 高島正人(1980):「古代籍張からみた氏と家族」『家族史研究』2. 大月書店, 東京.
- 高群逸枝(1938):『母系制の研究』. 厚生閣, 東京.
- 高群逸枝(1952):『招婿婚の研究』. 講談社, 東京.
- 瀧川政次郎(1926):『律令時代の農民生活』. (復刊1969. 刀江書院, 東京.)
- 田中良之(1995):『古墳時代親族構造の研究』. 柏書房, 東京.
- 徳本正彦(1974):「政治及び国家の成立と人類学」『国家論研究』5.
- 徳本正彦(1975):「原始社会史の段階区分と前国家段階」『法政研究』42-2・3.
- 藤間生大(1941):「北陸型荘園機構の成立過程」『社会経済史学』11-4・5・6.
- 藤間生大(1942):「郷戸について」『社会経済史学』12-6.
- 藤間生大(1946):『日本古代国家』. 伊藤書店, 東京.
- 津田左右吉(1919):『古事記及び日本書紀の新研究』. 洛陽堂, 東京.
- 都出比呂志(1970):「農業共同体と首長権」『講座日本史』1. 東大出版会, 東京.
- 都出比呂志(1989a):『日本農耕社会の成立過程』. 岩波書店, 東京.
- 都出比呂志(1989b):「古墳が作られた時代」『古墳時代の王と民衆』. 講談社, 東京.
- 都出比呂志(1990):「日本古代の国家形成過程」『日本史研究』338.
- 都出比呂志(1991):「日本古代の国家形成論序説」『日本史研究』343.
- 都出比呂志・田中琢編(1998):『古代史の論点』4. 小学館, 東京.
- 都出比呂志・佐原真編(2000):『古代史の論点』2. 小学館, 東京.
- 上田正昭(1954):「ヤマト王権の歴史的考察」『日本史研究』21.
- 浦田明子(1972):「編戸制の意義—軍事力編成との関わりにおいて—」『史学雑誌』81-2.
- 和歌森太郎(1947):『国史における協同体の研究』上. 帝国書院, 東京.
- 渡部義通(1948):『古代社会の構造』. 伊藤書店, 東京.
- 吉田晶(1968):『日本古代社会構成史論』. 東京大学出版会, 東京.
- 吉田晶(1970):「古代国家論」『講座日本史』1. 東大出版会, 東京.
- 吉田晶(1973):『日本古代国家成立史論』. 東大出版会, 東京.
- 吉田孝(1976):「律令制と村落」『岩波講座日本歴史』3. 岩波書店, 東京.
- 吉田孝(1983):『律令国家と古代の社会』. 岩波書店, 東京.
- 吉田孝(1985):「首長制と氏族制」『歴史学研究』547.
- 吉田孝(1988):「古代社会における「ウチ」」『日本の社会史』6. 岩波書店, 東京.
- 義江明子(1984):「高群逸枝の思想と家族婚姻史研究」『歴史評論』407.
- 義江明子(1985):「古代の氏と共同体および家



- 族」『歴史評論』428.
- 義江明子(1986):『日本古代の氏の構造』. 吉川弘文館, 東京.
- 吉村武彦(1987):「古代の家族と共同体」『歴史評論』441.

## 九州大学総合研究博物館研究報告第1号

平成15年3月発行

発行者 九州大学総合研究博物館  
編集者 〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1  
Phone /Fax 092-642-4252  
URL <http://www.museum.kyushu-u.ac.jp>

印刷 株式会社伸和

# 九州大学総合研究博物館研究報告

第1号

平成15年

## 目次

### 原著論文

- 1 岩永省三・・・・古墳時代親族構造論と古代国家形成過程

九州大学総合研究博物館

〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1

<http://www.museum.kyushu-u.ac.jp/>